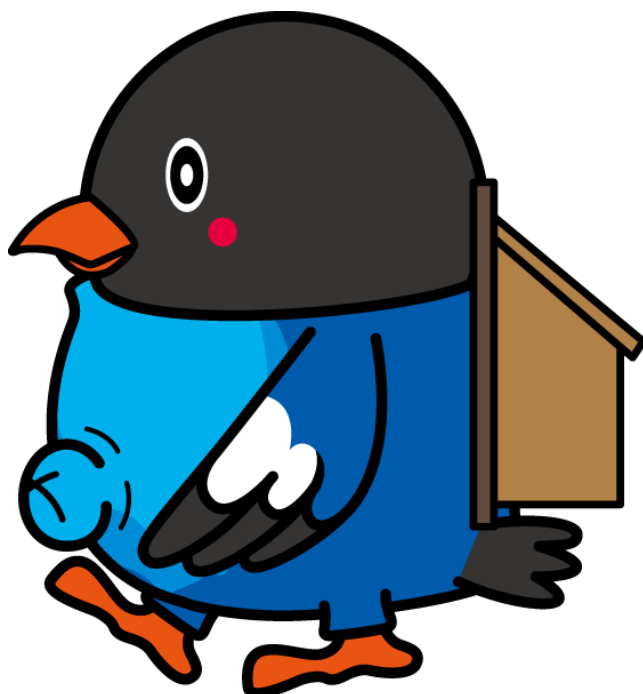


やさしさあふれるまち

吉備中央町地域福祉計画

2018年度～2023年度

＜中間評価と見直し＞



みんなで笑い合える地域に一步一步

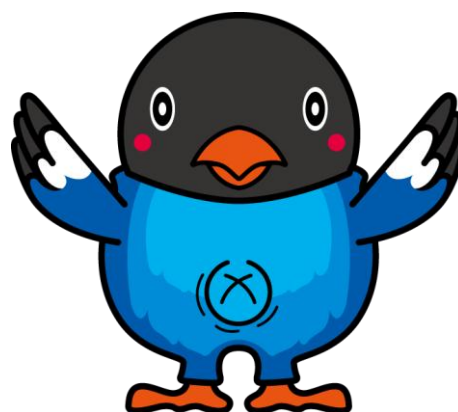
2021 年3月

岡山県吉備中央町

目 次

第1章 中間評価と見直しにあたって	1
第1節 計画の概要	1
1. 「地域福祉計画」とは	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 地域福祉計画策定の中間評価と見直しにあたって	3
5. 計画検討の流れ	4
第2節 地域福祉をとりまく現状と課題	5
1. 人口等の状況	5
2. 保健・医療・福祉施設の現状と課題	6
3. 子ども・子育ての現状と課題	7
4. 高齢者の現状と課題	7
5. 障害者の現状と課題	8
6. 生活困窮者の現状と課題	9
7. 地域活動の現状と課題	10
第2章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標	12
3. 計画の体系	13
第3章 地域福祉の推進	14
第1節 誰もがいきいきと暮らす地域づくり	14
1. 健康づくりと生きがいづくり	14
2. 個人・家族・近所の役割強化	15
3. 子ども・子育ての支援	15
4. 認知症高齢者の支援	16
5. 障害者の支援	17
6. 生活困窮者の支援	18
7. 権利擁護活動の推進	18
第2節 思いやり、支え合う地域づくり	23
1. 福祉活動人材の育成	23
2. 地域福祉の意識の醸成	24
3. 安全安心な地域づくり	24
第3節 我が事として取り組む地域づくり	26
1. 見守り・助け合いの推進	29

2. 相談支援体制の整備	3 0
3. 福祉サービスの情報提供	3 0
4. 誰もが暮らしやすい環境整備	3 0
第4節 丸ごとつながる体制づくり	3 4
1. 地域の体制づくり	3 4
第4章 計画の推進体制	3 7
1. 関係機関との連携	3 7
2. 計画の達成状況の点検及び評価	3 7
資料1	3 8
○通いの場所資源マップ	3 8
資料2	4 0
○地域福祉計画策定委員・助言者・事務局員・策定経過	4 0
資料3	4 4
アンケート調査概要	4 4
地域福祉座談会概要	5 4
パブリックコメント	5 8



第1章 中間評価と見直しにあたって

第1節 計画の概要

1. 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

この計画は、「高齢者福祉計画」や「障害者計画」などの他の計画とは異なり、高齢者や障害者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域における要支援者（高齢者、障害のある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定める計画です。

（参考）社会福祉法より抜粋

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 （略）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

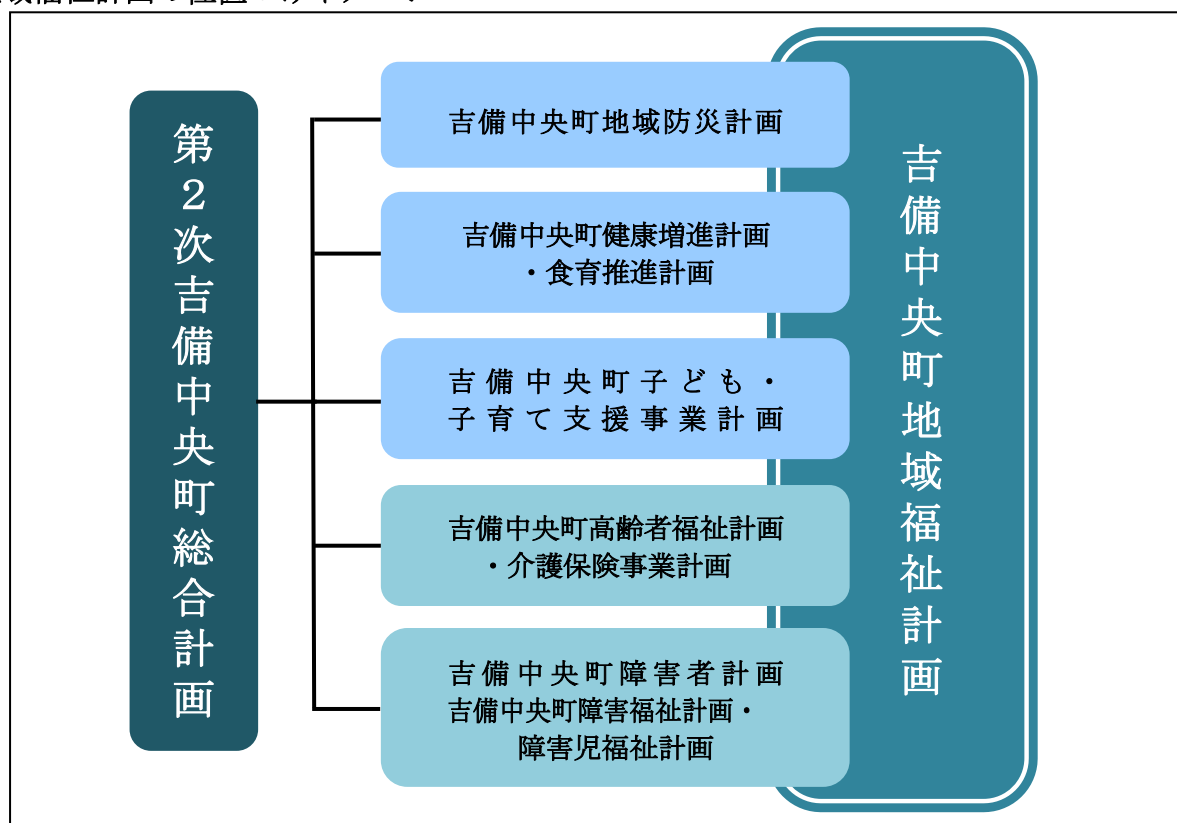
2. 計画の位置づけ

この計画は、吉備中央町総合計画の基本構想に即し、社会福祉法第107条第1項に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものであり、町のまちづくり及び将来像である「第2次吉備中央町総合計画」に掲げる基本方針「子どもたちの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造」を実現するための地域福祉を具体化・推進するものです。

また、「地域防災計画」「健康増進計画・食育推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」などの関連計画との関係については、それぞれの個別計画に明記された地域福祉に関する事項について連携・整合性が図られなければなりません。

こうしたことから、個別計画の対象者を中心とした地域福祉に関する事項を包含するとともに、自助・互助・共助・公助のバランスと連携のあり方を考えながら、地域福祉の共通の理念を示す総括的な計画とします。

地域福祉計画の位置づけイメージ



3. 計画の期間

町民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立することが必要であり、2017年度から2020年度まで(次期計画予定期間2021年度から2023年度まで)を計画期間とする障害者計画、2018年度から2020年度まで(次期計画予定期間2021年度から2023年度まで)を計画期間とする高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画と計画の見直し周期を考慮し、計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間としています。

ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、2年毎に検討を行い、計画を見直すこととしていましたが、第2次総合計画後期基本計画(2021年度から2025年度)との整合を図るため、見直しを1年延長し2021年度から2023年度までの3年間を計画期間としています。

4. 地域福祉計画の中間評価と見直しにあたって

2018年～2020年の前期3か年の取り組みの成果は、第3章の各節に掲載していますが、ここでは総括的な評価を整理しました。計画前期の3年間では、吉備中央町の人口は約1,000人減少し11,000人を割り込み、高齢化率は約2%上昇し40%台に達しました。身体障害者手帳保持者は微減傾向ですが、1・2級の方の割合が増加しています。また、療育手帳保持者、精神保健福祉手帳保持者も微増傾向にあります。こうした変化を受け、計画で掲げた高齢者の生きがいづくりや健康増進の取り組み、障害者の居場所づくりや就労など生き甲斐の場づくり、災害時の要援護者支援の取り組み、さらにはそれらを支える地域住民への啓発活動や人材育成、そして関係機関や専門職同士の連携強化など様々な取り組みを推進してきました。

第3章各節の成果指標では、2018年度および2019年度は計画通り順調に実績を重ねてきましたが、2020年初頭より世界中を襲った新型コロナ禍の影響により、2020年度は様々な講座が開催できなくなったことや見守り支え合いの活動や居場所活動なども停滞することになってしまいました。このように外的要因により目標を達成することができなかった部分は少なくありませんが、新型コロナ禍の終息や状況改善にあわせて、後期も実施可能な部分から順次取り組みを進めていく予定です。

また、2021年3月に町総合計画後期基本計画が策定され2026年の福祉施策の目標値が掲げられました。本計画の見直しに当たっては、この中の関係する施策の指標も取り入れ、進捗状況等の評価・検証を行い、町総合計画後期計画や社会情勢、町民ニーズを踏まえて、今後3年間に取り組む内容に修正しています。

5. 計画検討の流れ

地域福祉計画は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための計画です。

すなわち、自立生活に必要な多様なサービスを提供する体制づくりを行うことにより、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の人々との合意を図りながら策定される計画です。

よって、計画策定において、サービスの提供やその適切な利用のための支援、計画の進行管理や評価のあり方及びそれらにおける役割分担などについて、サービスの利用者であり担い手である地域の人々抜きにして決定することはできません。また、さまざまな生活課題を明確にし、その解決策を地域の人々が一緒に考えることが重要です。

以上のことから、町ではまずアンケートを実施し、その結果をまとめた上で、策定委員会を立ち上げ、第1回目の会議では意見を自由に出してもらうことを最重要視し、5つのテーマ（子育て、高齢者、障害、地域福祉、社会保障）の課題や解決策などについて「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の内容で話し合いを行いました。

町内5か所の会場で行った地域福祉座談会では、事前の案内チラシに課題を記載した上で、地域で何ができるかを話し合いました。

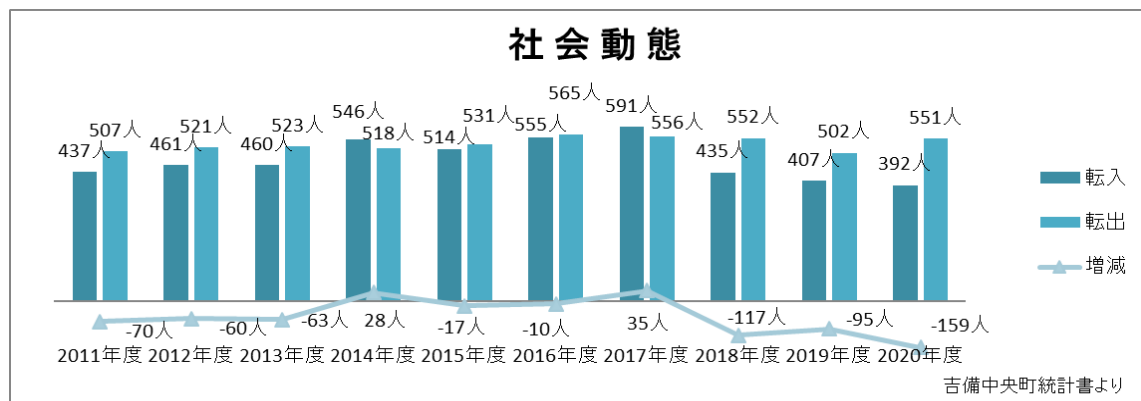
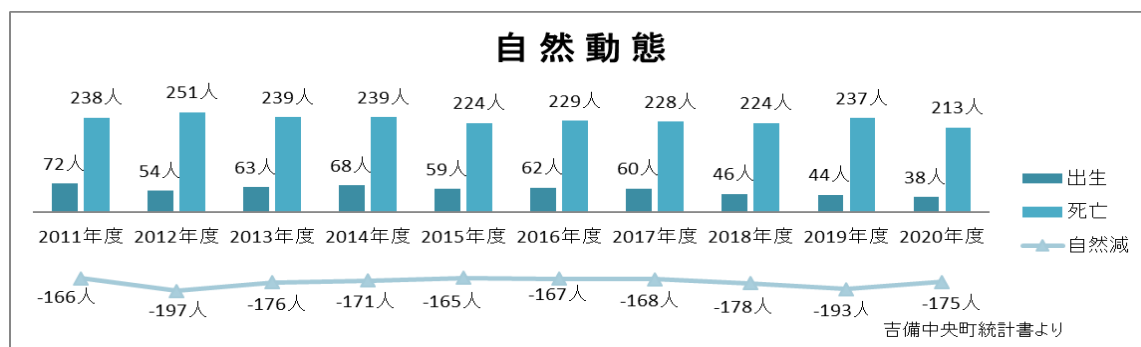
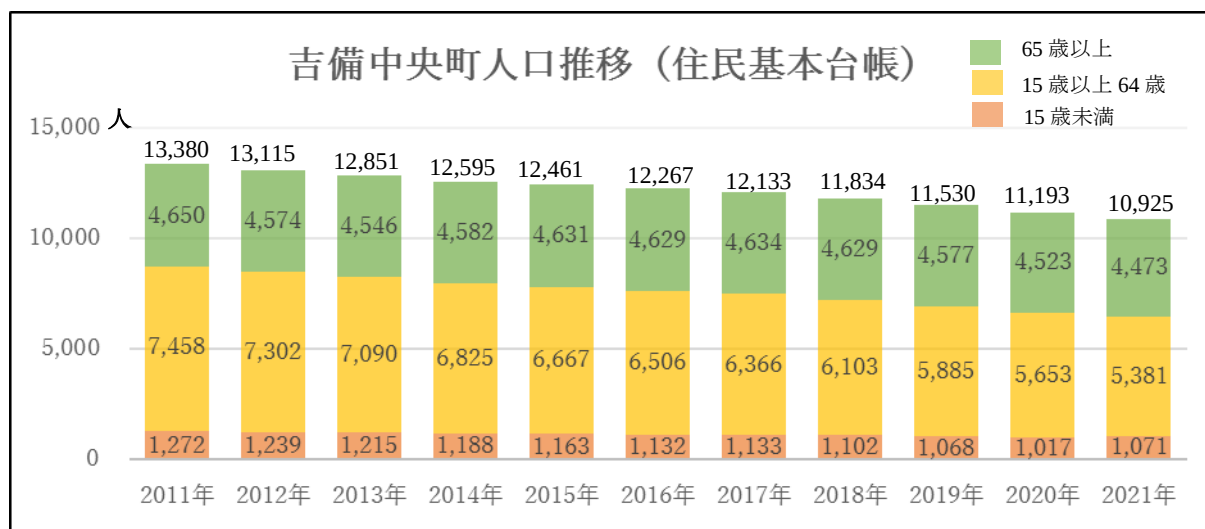
「公助」への意見に対しては、関係課などで検討を重ね、行政の役割を明確にしました。

第2節 地域福祉をとりまく現状と課題

1. 人口等の状況

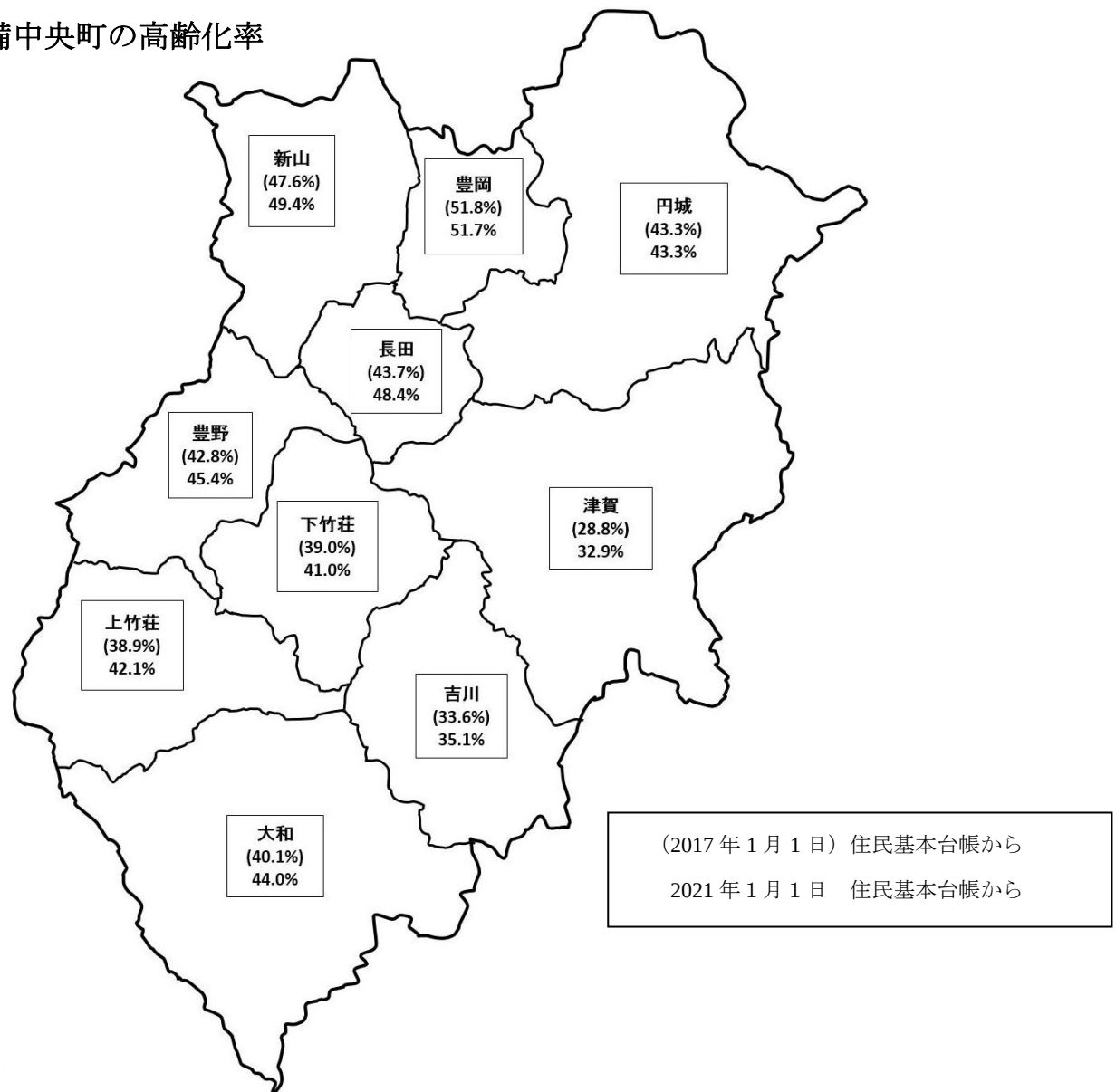
町は、近年、人口が著しく減少しており、2015年国勢調査の人口は、11,950人です。

年齢区分別に人口構成をみると、15歳未満(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)が年々減少し、65歳以上(老年人口)が2005年をピークにしだいに減少しています。2015年国勢調査の総人口に対する年少人口の割合は9.5%、生産年齢人口の割合は51.4%、老年人口の割合は39.1%です。岡山県内の生産年齢人口割合57.5%、老年人口割合31.8%と比べると町の高齢化が進んでいることが分かります。



町の高齢化率を見てみると、2017年には38.19%でしたが、2021年では、40.94%になっています。町内のほとんどの地区で高齢化が進んでおり、特に、長田地区と大和地区が進んでいると言えます。

吉備中央町の高齢化率



2. 保健・医療・福祉施設の現状と課題

町のほぼ中央にある吉備高原都市は“人間尊重・福祉優先の21世紀型都市”として、優れた先進性の蓄積と福祉基盤の整備が進められてきました。吉備高原都市には、身体・知的障害者の福祉施設や医療施設、障害者を多数雇用している事業所が集積しています。また、町内には、介護老人福祉施設3か所、介護老人保健施設2か所が整備されており、入所施設が多く、通所介護事業所も6か所と充実しています。その他の福祉施設は、老人福祉センター2か所、高齢者生活福祉センター1か所があります。

医療機関は、病院2か所、診療所7か所、歯科医院4か所、保険調剤薬局3か所、訪問看護ステーション1か所ありますが、近年増加している訪問診療のニーズに十分応えられていない状況です。2014年の岡山県調査で県民の6割以上が終末期の自宅療養を望んでいるという結果が報告されています。在宅を支える医療・介護サービスを充実する取組が必要です。

3. 子ども・子育ての現状と課題

保育園入所者数はやや増加傾向にあり、保育ニーズが高い状況であり、預かり保育事業、一時預かり事業、延長保育事業を実施し、保護者のニーズに対応しています。さらに保護者の就労に関係なく入園できる幼保連携型認定こども園が2施設あります。

小学校は9校あり、いずれも、全校児童数、100人未満の小規模校です。中学校は1校で、現在全校生徒230名余り、1学年2から3クラス編成の小規模校です。町独自の施策として、中学生の学力向上を目指し、常設の公営学習塾を設置しています。



2015年度の1歳6か月健診で多動などが気になる幼児は24.5%、3歳

6か月健診で発達障害が疑われる幼児は33.3%で、専門医療機関の受診や障害児通所支援事業の利用は月平均10人、医療機関で実施されている療育等も含めると24人が通所しています。

2020年度就学指導委員会で協議された特別支援を必要とする割合は、小学生8.5%、中学生5.15%となります。

子どもを通じての仲間づくりや相談場所として子育てひろば「ゆう」を開設しています。「キッズパーク」では子どもたちが室内で安全に自由に遊ぶことができ、保護者が子どもたちを見守りながら交流できる場所となっており、多くの人に利用されています。

また、就労等で昼間保護者がいない小学生の放課後の居場所づくりとして、7地区で保護者が中心となった「放課後児童クラブ」を開設しています。しかし、児童数の減少により登録者の減少や、指導員や施設の確保が困難な状況となり、継続が心配されるクラブもあります。

また、育児放棄などの児童虐待、保護者の病気や失業による貧困など、困難なケースが多くなっています。

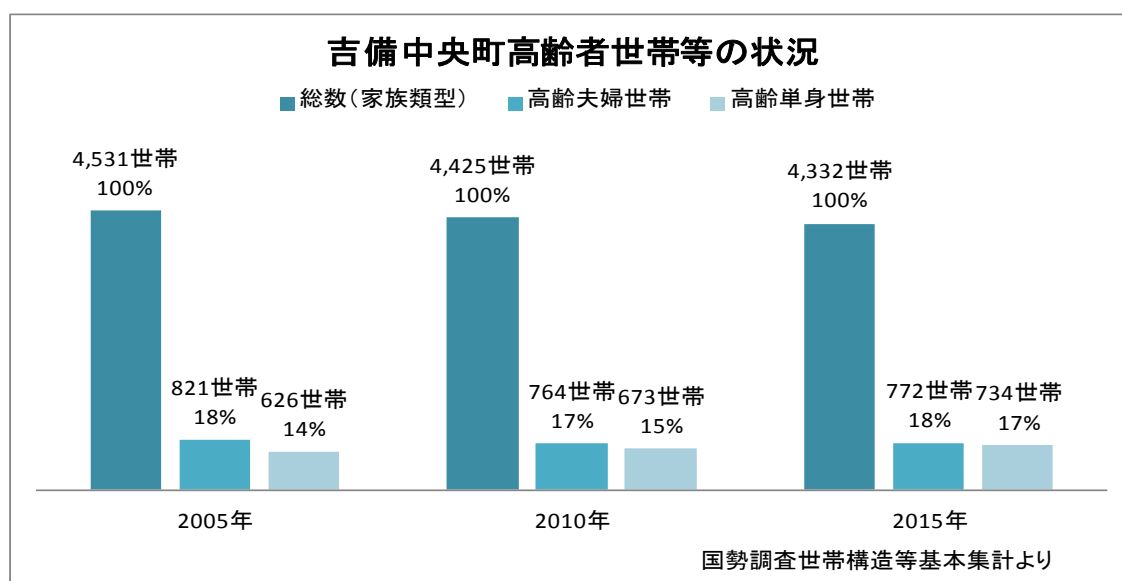
4. 高齢者の現状と課題

高齢化社会の進行に伴い、介護認定率は県下でも高く介護保険サービス利用者数も増加しており、生活習慣の改善、自立へつながっていないのが現状です。

また、生活支援ニーズの高い高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、認知症などの介護を必要とする高齢者が増加していることから、在宅生活を支えるケア体制の充実が求められています。

高齢になっても、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らすために、元気な高齢者が地域の中で活躍できる仕組みづくり、健康に関する知識の普及、身体機能の低下を防ぐための取組、高齢者が買い物や通院等に安心して利用できる移動手段の確保が求められています。

また、高齢者の子どもたちの世代は、町外に住んでいたり、居住空間を別にしたりと独立し、核家族化が進行しています。特に県外に居住している家族にとって、情報がリアルタイムに入りにくいいため、親の身体機能や認知機能の低下を把握しにくく、見守りや支援が充分ではないケースが増加しています。介護保険制度が浸透し、介護サービスが身近なものとなっていく一方で、家族の介護力が低下しています。高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、この地域に住んでいる私たち一人ひとりが、介護保険制度では補えない日常生活での困りごと（地域課題）を「我が事」と捉え、地域で「丸ごと」支援ができる体制の構築が求められています。



5. 障害者の現状と課題

町における身体障害者手帳保持者は、2020年4月現在606人です。手帳保持者総数は減少傾向にありますが、1級と2級の障害者の割合は身体障害者全体の約45.5%と微増しています。

2020年4月における療育手帳の保持者は、療育手帳A（最重度・重度）が47人、療育手帳B（中・軽度）が132人となっており、僅かながら増加しつつあります。

精神障害者保健福祉手帳保持者は、2020年4月時点で81人、自立支援医療費（精神通院）受給者数は186人と微増しています。

障害者を取り巻く環境は、障害者及び介護をする人の高齢化や障害の重複化、重度化に

よりニーズも多様化しています。2006年に障害者自立支援法が施行され、障害の種類に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。また、2013年障害者総合支援法の施行により、新たに難病も対象となったことから、地域の実情に合った福祉施策の充実を図る必要があります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率は、民間企業は2.3%、国や地方公共団体は2.6%と定められています。今後も着実に障害者の雇用の確保が進むことが望まれますが、2020年6月1日現在の岡山県の障害者雇用率は2.44%と雇用率ではある程度の水準であるものの、法定雇用率達成企業割合は53.6%であり、達成していない企業等への普及啓発など、障害者雇用への理解促進が必要です。



岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会は、障害者と一般ランナーがスポーツを通じて交流できるイベントとして、毎年、県内外から大勢の人が参加しています。

6. 生活困窮者の現状と課題

2017年7月と2020年7月現在の被保護世帯等の状況は上記のとおりです。町の被保護世帯のうち、高齢者世帯65%、障害・傷病を理由とする世帯19%、その他16%となっています。町の保護率は低い状況ですが、今後、高齢者世帯の割合が増加すると予想しています。

また、生活保護費を受給していないが、生活保護に至る可能性のある生活困窮者世帯を約30世帯把握しています。2015年4月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる人に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプランを作成することになりました。それを受け、2016年度から生活困窮者自立支援ネットワークを構成し、生活困窮者を早期把握し、適切な機関へつなぎ、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げるように進めています。

しかし、障害や年齢を重ねることにより就業の機会を失った人は、就労の希望を持っていても、希望どおりに就職できない場合があります。地域で誰にも困窮を訴えられず、孤立感を感じている場合もあります。活用できる制度やサービスがあることを知らないため、制度やサービスを受けられない場合もあります。このようなことから、要支援者が気軽に相談できる体制の整備が課題となっています。

また、ひきこもりの状態にある人も、その把握が難しく、民生委員児童委員等の情報

を基に訪問して状況を把握するとともに、相談支援につないでいます。

近年、認知症、知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちが自身に不利益な契約や悪徳商法の被害に遭うことや、不動産や預貯金などの財産管理や身の回りの世話のためのサービスや施設の入所に関する契約を結ぶ際に対応ができなくなるなどの問題が生じています。

	年度	被保護世帯数	被保護人員	保護率
国	2017年度	1,641,087世帯	2,127,205人	1.68%
	2020年度	1,636,827世帯	2,053,606人	1.63%
県	2017年度	19,242世帯	25,801人	1.34%
	2020年度	18,727世帯	24,270人	1.28%
町	2017年度	64世帯	77人	0.65%
	2020年度	57世帯	71人	0.64%

(保護停止中を含む)

7. 地域活動の現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な問題を身近に相談できる相談体制が必要であり、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が活動しています。民生委員児童委員は、行政と町民のパイプ役として地域の相談・援助活動を行っており、支援を必要とする町民と行政・専門機関をつなぐため最前線で活動しています。訪問回数、活動回数ともに増加し、分野では高齢者に関する相談が主なものです。

身体障害者相談員、知的障害者相談員は障害のある方の相談を受け、自身の経験など伝える活動を行っています。

福祉委員は日常生活での困りごとをいち早く発見し、関係機関へ連絡しています。

愛育委員、栄養委員は、普段から地域の中で声かけや見守りをするとともに、減塩活動や検診の受診勧奨を行うなど、食生活改善活動や健康づくり活動を行っています。

また、2017年に町内3地区（大和・円城・新山）で行われている住民主体の見守り支援合い団体が、2019年には豊岡地区が加わり、4地区となっています。

区分	委員・相談員数
民生委員児童委員	58 人
身体障害者相談員	4 人
知的障害者相談員	2 人
福祉委員	326 人
愛育委員	169 人
栄養委員	53 人

(2020 年 10 月 1 日現在)

防災については、台風や集中豪雨、地震等の災害が比較的少ない地域であることから、災害に対する油断と防災意識の希薄化が懸念されます。

2017年4月時点で避難行動要支援者名簿登載者は936世帯、1,187人です。災害時の更なる避難行動支援のため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、個別計画の策定を進めることが喫緊の課題です。

個人の地域活動に対する意識は、アンケート(32ページ参照)の「ボランティア活動に関心がありますか?」の質問に対し、53%の人が「関心がある」と回答、「今後ボランティア活動や地域福祉活動をしたいと思いますか?」の質問に対し、33%の人が「活動したい」と回答していることから、意識が高いものの、より多くの人々が地域活動に参加したいと思える取組が必要です。

また、地域福祉座談会において、必要な支援として多数の意見が出された「声かけ、見守り活動、安否確認」の活動は、身近で有効な地域支援活動として実行が期待されます。



禁煙啓発活動

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

町では、総合計画の基本理念を受けて、次のとおり地域福祉計画の基本理念とします。

みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の目標を設定します。

誰もがいきいきと暮らす地域づくり

健康寿命を延伸し、生きがいをもって暮らすことができ、地域のふれあいを大切に
し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

思いやり、支え合う地域づくり

思いやりをもって、だれもが地域で見守られ、だれもが支え合いながら、今後さら
に進む高齢化に備えた地域づくりを目指します。

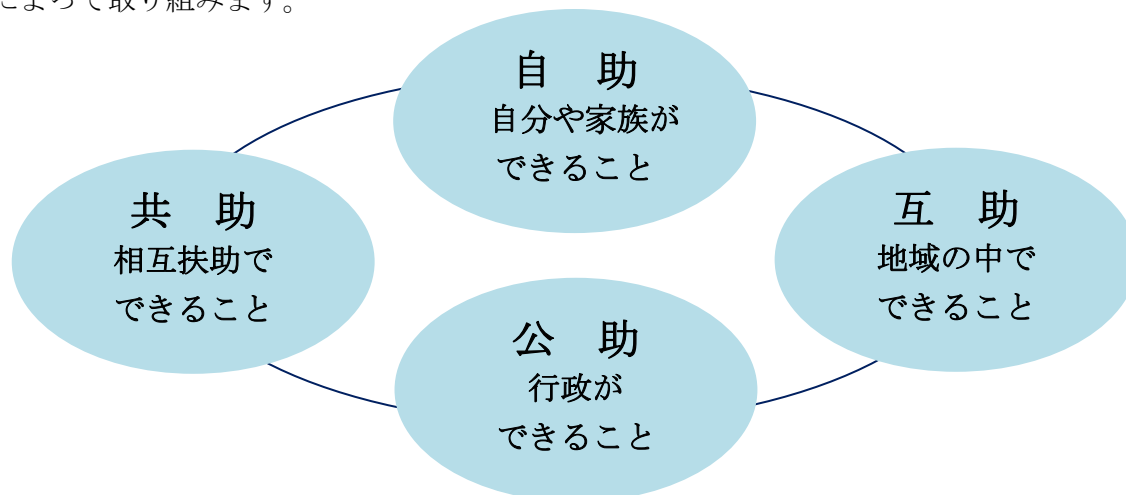
我が事として取り組む地域づくり

地域住民や支援関係機関の相互の協力が円滑に行われ、適切な福祉サービスの利用
を図るとともに、地域住民による支え合いを強化します。

丸ごとつながる体制づくり

地域課題に対して、対応策の検討から実施までのプロセスを展開できる仕組みをつ
くり、支援が包括的に提供される体制をつくります。

地域福祉の推進に当たっては、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連
携によって取り組みます。



3. 計画の体系

基本理念	基本目標	推進項目
みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造	誰もが いきいきと暮らす 地域づくり	1. 健康づくりと生きがいづくり 2. 個人・家族・近所の役割強化 3. 子ども・子育ての支援 4. 高齢者の支援 5. 障害者の支援 6. 生活困窮者の支援 7. 権利擁護活動の推進
	思いやり、 支え合う 地域づくり	1. 福祉活動人材の育成 2. 地域福祉の意識の醸成 3. 安全安心な地域づくり
	我が事として 取り組む 地域づくり	1. 見守り・助け合いの推進 2. 相談支援体制の整備 3. 福祉サービスの情報提供 4. 誰もが暮らしやすい環境整備
	丸ごとつながる 体制づくり	1. 地域の体制づくり

第3章 地域福祉の推進

第1節 誰もがいきいきと暮らす地域づくり

目指す姿

健康寿命を延伸し、生きがいをもって暮らすことができ、地域のふれあいを大切に
し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

1. 健康づくりと生きがいづくり

① 健康づくりの推進

健康寿命延伸と生活の質の向上のため一人ひとりが健康意識を高められるよう脳血管疾患や高血圧、糖尿病等の生活習慣病や認知症、筋力低下等の予防について正しい知識の普及を図ります。そのためにも、各種がん検診や特定健康診査等の受診をすすめ病気の早期発見、早期介入に努めます。

また、高齢者の自死対策予防として、社会との繋がりを保つため地域で開催される健康づくりの集い等に呼びかけ低栄養予防、筋力低下などのフレイル予防を地域の各種団体、行政が連携し推進していきます。



健康づくりの集い



愛育・栄養委員による友愛訪問

② 生きがいづくりの推進

老人クラブ、サロン、公民館、老人福祉センターなど各種団体や関係機関と連携し、高齢者や障害者の社会参加を促進していきます。また、地域の課題と資源を地域の人たちが共通認識し、助け合い活動を促進するとともに、高齢者や障害者の居場所づくり、出番づくりを推進します。

サロン活動は、年々減少傾向にありますが、2か所から8か所に増加した住民主体の通いの場（通いの場マップ①参照）と社会福祉協議会が推進する「はつらつ元気体操」（通いの場マップ②参照）も2か所から14か所に増えてきています。

このような誰もが集まり、活動できる居場所づくりを引き続き支援していきます。

2. 個人・家族・近所の役割強化

① 可能な限り自身が備え、家族へ支援を求める

自分自身が高齢者になったら、あるいは障害者になったら、支援が必要になるかもしれません。健康を保ち、身体機能の低下を予防することはもちろん、将来介護・看護を受けるための資金を備え、生き生きとした生涯を送るため、家族の中で話し合っておくことが必要です。

② 家族による見守りと支援のあり方

高齢者・障害者等が介護・看護・監護(以下「介護等」という。)が必要になったとき、家族がどのような見守りと支援ができるのかを考えなくてはなりません。特に、一人暮らし高齢者にとって、遠隔地にいる子どもの支援を得られることが、本人が地域で暮らすための重要なポイントになります。

しかし、介護等が長期にわたる場合、家族が精神的、身体的、経済的負担により追いつめられることがあってはいけません。介護者等の負担軽減のためには、介護者等の周囲の理解と介護者等本人が適切に支援の活用を図ることが必要です。支援の活用とは、共助、公助の各サービスの利用と地域の互助の活用です。

また、社会環境の変化によって、世代間での認識が大きく異なっていると、委員会や地域福祉座談会で多くの意見が出ました。お互いの世代が、世代間の意識、知識の違いを認め合い、お互いの気持ちや行動を理解するよう努めることが必要です。

③ 家族の近所への関わり方

家族は、近所の人との関係を良好に保つよう心掛け、相談し、いざという時の対応を伝えておくことが安心安全な暮らしを守ることになります。

3. 子ども・子育ての支援

① 子育て支援拠点等の充実

安心して子育てできる環境を整えるためには、子どもを育み、親を支える地域の力が不可欠です。保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子等の集いの場を設ける等、地域に開かれた多世代で交流できる子育て支援施設の充実を図るとともに、子育て世帯向け情報サイト「ママフレ」などにより、子育てに関する情報やイベント内容、様々な子育てに役立つ情報を発信します。また、小学校に入学した児童の放課後の安全な居場所を確保するために、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、地域全体での子育て支援を推進しなければなりません。

子育て世代が少ない地域で、親子が孤立することのないよう幅広く情報を共有し、積極的に出前講座や訪問相談支援などアウトリーチ※)を推進します。

※アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

② 就労形態の多様化に対応した教育・保育の充実

結婚・出産の前後を通じて就労を継続する女性の割合は、今後高まっていくことが予想される中、若者が結婚し、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりが急務となっています。教育・保育のサービスの提供や園児数に合わせ職員配置を充実するなどの受け入れ体制の強化を図るとともに、幼稚園教諭・保育士の能力の向上を図ります。

③ 発達障害児の支援

発達障害児については、教育、福祉、保健、医療等の関係機関の連携により、役割分担をしながら障害の状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うための支援が必要です。乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう、本人や保護者には十分な情報提供を行うとともに、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校などの関係機関の適切な連携により、継続的な相談体制を確立し、対応します。

④ 要保護児童対策地域協議会の充実

要保護児童対策地域協議会(※)の充実により保健・福祉機関と連携を図り、町作成ハンドブック等を活用しながら児童虐待への対応をはじめ、子どもの貧困対策、ひとり親家庭や障害児など支援を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな相談支援などの取組を推進します。

※要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき設置。

4. 認知症高齢者の支援

① 認知症高齢者対策の充実

認知機能が低下しても、住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることが望まれます。本人や周囲の人が困ること、辛いと感じることに対して、早期に対応できる体制づくりが重要です。そこで、認知症地域支援推進員を配置し、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を地域や職場など様々な場で行っています。また、認知症初期集中支援チームが認知機能の低下を早期に発見し、適切な医療と介護を受けられるよう体制を整えます。

また、認知症カフェ等で認知症高齢者を抱える家族が交流や相談ができるように居場所づくりを推進しています。認知症については、認知症と聞くとどう接したらよいか分からないなどの戸惑いを感じる人が多いため、認知症の正しい理解を町全体に広げていくために、認知症サポーターの養成、認知症理解の普及啓発を推進し、認知症になっても暮らし続けることができる地域づくりを進めます。



認知症カフェでボランティア

5. 障害者の支援

① 障害者の自立支援

地域の中にあるサービスを結び付け、調整するために、チームで障害者を支えることが大切です。

また、一人ひとりの生活ニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、障害や難病の種別や程度に応じた就労支援サービスA型・B型の利用促進、居場所や就労支援充実を図るとともに、相談支援専門員の増員など体制の充実に取り組みます。

さらに、経済的安定も不可欠であり、一人一人の障害の状態に合わせて、就労支援制度の活用を図るとともに、生活安定支援体制の充実を図ります。

② 社会参加の促進

公共職業安定所などの関係機関と連携を取りながら、求職から就労以降にわたる本人並びに就労先へのサポート体制の整備により、離職を防ぐ取組を検討します。

また、障害者の社会参加の拡充に向けて、情報提供やコミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、福祉移送サービスや福祉車両の貸し出し、運転ボランティア、タクシーの利用助成など交通手段の充実について検討します。

地域福祉座談会で多くの人から意見があったとおり、地域住民が障害を正しく認識し、理解を深める活動を推進することが必要です。障害者が地域の行事などに参加して、地域住民と交流できるように地域ぐるみで適切な環境をつくります。

③ 自立支援協議会の機能強化

障害者等地域自立支援協議会は、障害福祉施設や障害者を多数雇用している事業所が集積している町の特性を生かし、地域課題に対する解決方法の検討や情報共有、地域の関係機関によるネットワークづくりを行い、ワンストップでサービスにつながる包括的、効果的な支援体制



中学生を対象にした「チャレンジ交流事業2DAYS」

を目指します。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障害者関係団体など障害者を支える支援者のみならず、家族や地域住民等関係者、当事者も含めての活動を推進します。

④ 地域生活支援拠点の整備

自立支援拠点を中心として、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

6. 生活困窮者の支援

① 生活困窮の把握

個人のプライバシーにも配慮しつつ、水道事業者、電気事業者、小売店等に心配な家庭の情報提供を促し、また、一般の町民が参加して生活困窮についての話し合いができる機会を設け、制度の周知を行うとともに、生活困窮の状態にある人の情報を早い段階で収集し、関係機関につなぎます。

また、生活困窮者の発見や支援の方法などについて連携強化を図るため、社会福祉法人の参画など生活困窮者自立支援ネットワークの維持拡大を図ります。

② 関係機関と連携した相談、支援の推進

民生委員児童委員、保育所、教育現場あるいは地域住民から寄せられた情報を基に、適切な支援の輪ができる支援体制づくりとともに、岡山県、ハローワークと連携を取りながら、関係機関と協議の上、具体的な支援プランを作成して、就労を促し、自立に向けた支援を行います。また、離職などにより、住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、住宅確保給付金支援制度の周知を図り支援していきます。

7. 権利擁護活動の推進

① 成年後見制度利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由により日常生活で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後高齢者人口の増加に伴い、認知症の人のほか、身寄りのない人、虐待を受ける人も増加することが予想され、成年後見制度の需要が増大することと見込まれています。

国では、2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

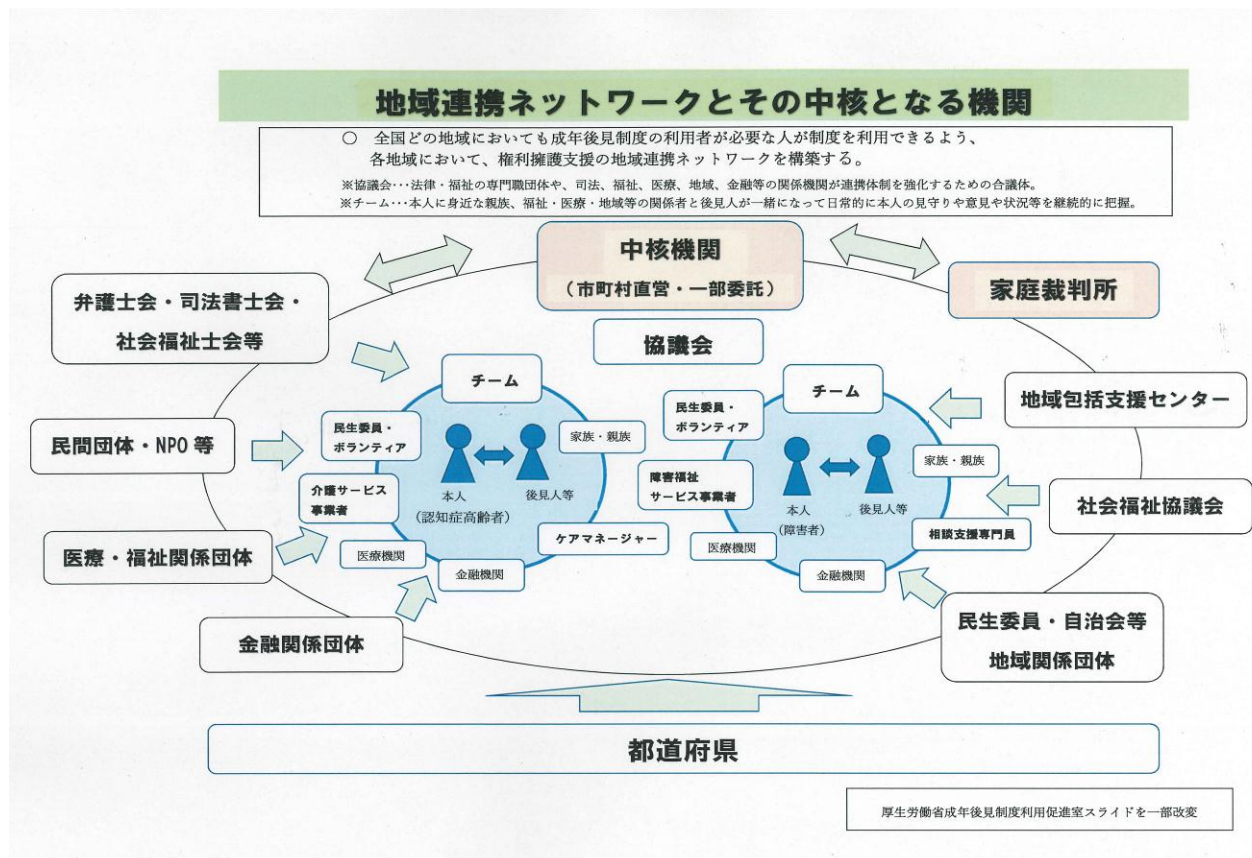
利用促進法では各市町村において、促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされております。本町では生活に密接にかかわる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と吉備中央町成年後見利用促進計画を一体的に策定し取り組むものです。

ア. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

認知症や知的障害、その他精神上的の障害等により、契約等の判断能力・意思決定が困難な人について地域でその人らしい生活が継続できるよう、意思決定を尊重・支援するとともに本人の尊厳を重んじ、本人の利益や生活の質の向上を目指した成年後見制度の運用を進めます。

イ. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り

町において専門機関と司法・地域を含めた連携の仕組みを構築することにより、制度の広報、利用相談、制度利用促進（マッチング）後見人の育成支援等の機能を段階的に整備していきます。具体的には①コーディネートを担う「中核機関」を福祉課中心に設置し、他機関と連携し相談の円滑化を目指していきます。②専門職や関係機関による「協議会」を設置・運営し、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人による「チーム」を支援する仕組みづくりを進めていきます。



ウ. 制度利用を促進するための周知・啓発活動と不正防止の徹底

地域において、成年後見制度の理解を図るために広報機能を強化し、情報発信を行います。また、制度に対する意識を高めるため地域住民・福祉関係者の為に研修・講演会を開催していきます。窓口（中核機関）を設置し、明確化することで、相談しやすい体制を整えます。今後、制度利用の増加が見込まれることにより、その担い手として市民後見人の育成・活動機会の拡充を目指します。

②虐待防止への取り組みの強化

近年、子どもや配偶者、高齢者、障害者など様々な人が虐待被害の対象となり、その多くが家庭内など第三者の目の届かない場所で行われ、発見が遅くなる例が増えています。本人の心身の安全の確保と共に、養護者・家族も含めたチーム支援を進めます。また、地域の見守りのほか、民生委員・児童委員、障害福祉サービス事業所、医療機関、警察など、関係機関との連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向け、体制を強化します。

自 助 自分や家族ができること

◆薬に頼らず食事に気をつけ、運動を取り入れ健康維持増進に努める。
◎家族で支え合う気持ちを大切にするとともに、共助や公助から孤立しないよう地域や専門職とつながる。
◆介護・看護・監護者の負担軽減のため、サービスを適切に使う。
◆世代間の意識、知識の違いを理解する。
◆要支援者又は家族は、近所の人と仲良くし、緊急時の対応をお願いする。
◆積極的に地域の行事に参加し、地域の人と話をする。

互 助 地域の中でできること

◆地域住民の外出機会をつくり、誘い出しをする。
◆認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を見守る。
◆民生委員児童委員や福祉委員等が仲介者になり、地域の理解を進め、高齢者等の孤立を防ぐ。
◆生活困窮者の情報を収集し、関係機関へつなぐ。

共 助 相互扶助でできること

◆発達障害者(児)が大人になっても切れ目のない支援を受けられるようにする。
◆各種機関のネットワークを強化し、包括的・効果的な支援体制をつくる。

公 助 行政ができること

◆家族へ要支援者の状況と支援が必要であることを伝える。
◆公営塾の充実などにより、子育て世帯が住みたいと思える町をつくる。
◆子ども、父親、母親、祖父母等、多世代が交流する場を提供する。
◆成年後見制度の啓発に努め、権利擁護支援を進める。
◆相談体制、地域連携ネットワークの整備、中核機関の設置を進める。
◆虐待防止の広報・啓発をする。

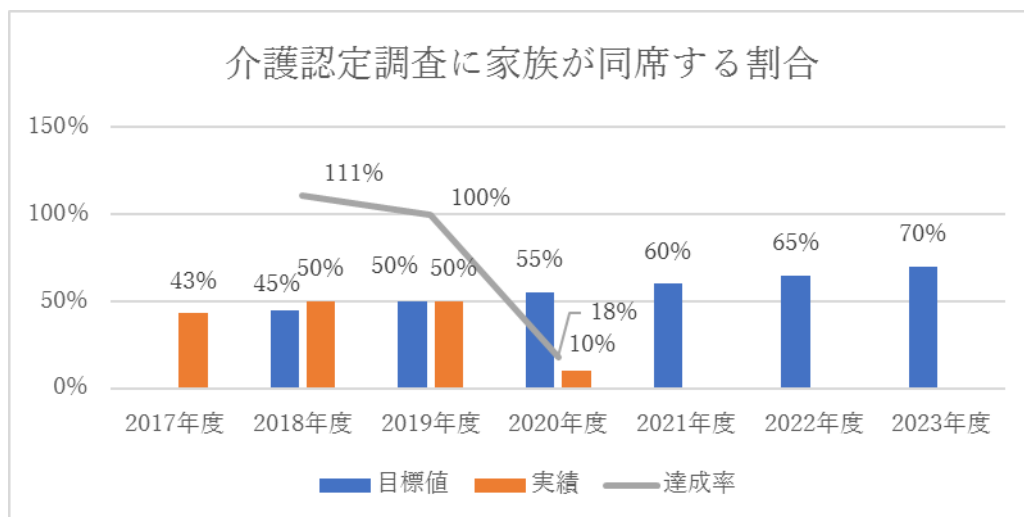
◎「家族で支え合う気持ちを大切にするとともに、共助や公助から孤立しないよう地域や専門職とつながる」を重点プロジェクトに！

スローガン：自助を前提に、共助・公助のバランスとれた支え合いの仕組みをつくろう

プロジェクト実現に向けた具体的取組

自助	自分の困っていることや心配なことを家族に伝える。 家族はサービスを使いながら介護等を行い、地域の人に協力をお願いする。
互助	声かけ・見守りをし、気になる人がいたら、民生委員児童委員や福祉委員等に伝え、家族にもできる限り様子を伝える。
共助	サービスを使いながら、家族が良好な関係を築けるよう働きかける。
公助	介護等必要な人が最適なサービスを選択できるよう、本人と家族にサービス情報を提供する。

プロジェクトの成果指標



○成年後見制度の周知

指 標	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)
	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	目標値	目標値
研 修 等	0 回	0 回	2 回	2 回	2 回	3 回	4 回

※研修内容・・・「成年後見制度と中核機関について」「意思決定支援について」「高齢者虐待について」「市民後見人について」等

■ 主要な目標指標 ■

2021年3月に取りまとめられた吉備中央町総合計画後期基本計画に取り上げられている関連指標を抜粋掲載しました。本計画の終了年は2023年と後期基本計画の修了年よりも2年早いため、独自に「地域福祉計画目標値（R5）」の指標を設定しました。

なお、障害者支援の「就労継続支援A型利用者数」の目標値が前期よりも後期の方が低く設定されており、また「就労継続支援B型利用者数」の目標値が前期よりも後期の方が大幅に高く変更されています。これは、当初はA型充実を目標としていたものの、A型の自立度の高い方のニーズが意外と少なく、むしろB型のニーズの方が高かったことにより修正しているものです。

	指標名	基準値 (H26)	実績値 (R2)	前期 目標値 (R2)	後期 目標値 (R7)	地域福祉 計画目標 値 (R5)
健康 づくり	特定健康診査の受診率（再掲）	28.8%	31.4%	33.0%	60.0%	60%
障害者 支援	障害福祉サービス利用者数に 対する就労継続支援事業所※ ¹ （A型・B型）利用率	39.86%	52.28%	43.75%	62.5%	55%
	就労継続支援A型利用者数	38人	46人	53人	48人	45人
障害者 支援	就労継続支援B型利用者数	19人	34人	17人	50人	50人
	身体・知的障害者の施設入所 者数	38人	25人	41人	25人	26人
	相談支援者数	688人	703人	703人	715人	711人
生活困 窮者支援	生活困窮者の就労件数	0件	6件	6件	8件	7件
	生活困窮者の就労支援件数	0件	17件	24件	30件	23件

※1 就労継続支援事業所：障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設で、一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としている。A型は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの“雇用型”、B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”をいう。

■ 未達に対する今後の取組 ■

○日中活動の場としての就労継続支援B型の活用を推進します。

○生活困窮者支援の各指標についても、生活困窮者自立支援ネットワークの拡大を図り、生活困窮者の発見、相談窓口の周知に努めます。

第2節 思いやり、支え合う地域づくり

目指す姿

思いやりをもって、だれもが地域で見守られ、だれもが支え合いながら、今後さらに進む高齢化に備えた地域づくりを目指します。

1. 福祉活動人材の育成

① ボランティアの育成

人口減少に伴い、介護等の担い手が不足すると予想されます。担い手の育成も大切ですが、集いの場や通所付添いサポーターなど日々の生活を支援するボランティアの育成が欠かせません。愛育委員、栄養委員、福祉委員を始めとして、高齢者本人にも、ボラ



ンティアの担い手になってもらうよう、参加意欲を醸成し、地域生活の中で活動を継続する取組を行うとともに、地域の仲間と一緒に取り組んでいくことができる仕掛けをつくりま

す。福祉事業所等でボランティア活動を行った方にへそっぴーポイントを付与する「つくつくほうし活動」もその一つです。また、町民がボランティアを特別な活動ではなく、誰もが参加でき、他の人に喜んでもらえ、自分自身の成長につながる大切な活動であることを周知していきます。

② 自治会等の活発化

集落機能が低下している状況から、行政では自治会の再編統合を進めるよう働きかけているところです。自治会の再編統合を進める過程において、地域住民が地域の課題について、じっくり話し合い、子育てや高齢者等の問題を地域で主体的に担える態勢づくりとして、地域の福祉課題を検討する福祉部会を組織化されるよう働きかけます。



2. 地域福祉の意識の醸成

① 福祉意識の啓発

地域で支え合うことの大切さを理解し、地域での支え合い活動を促進するために、地域福祉の意識の向上を図ります。

② 福祉教育の推進

誰もが「ふだんのくらしのしあわせ」を感じられるように、町民一人ひとりが他人事を我が事として捉え、自分のできることは何かを考え、行動するために「見て・聞いて・学ぶこと」と「体験・実践的」に学ぶことの両面から学習に参加して、自分の力にして、福祉の場に参画することが重要です。

地域福祉座談会でも、「障害や病気についての対応など、勉強の場がほしい」「知識を得ることによって、地域の中で支援することができるようになる」という意見が多数ありました。

子どもから大人までが年齢に応じた学びと、共に学ぶ場を持つことが大事です。これまでも、社会福祉協議会、学校教育、地域の活動、公民館活動など様々な機会において福祉に関わる学習をしてきました。これからも引き続き、正しい知識を得、理解を深めるための福祉教育を進めます。

3. 安全安心な地域づくり

① リストの作成・整備

民生委員児童委員の協力により、町民の避難行動要支援者情報を電子機器で管理しています。緊急時に情報が生かされるよう、避難行動要支援者名簿等の整備・更新により要配慮者の把握を行うとともに、関係団体の連携強化を図り、名簿や見守りマップなどを活用した支え合いや見守り体制の強化を図ります。個別計画の未作成0（ゼロ）を目指して、ご本人の了解を得ながら早急に対応をします。

② 情報の共有

災害に備え、避難支援者・担当民生委員児童委員・社会福祉協議会・自治会・自主防災組織・災害対策本部・消防署・消防団・警察署間で見守りマップや避難行動要支援者名簿を活用して情報を共有し見守り活動を行います。

今後は、地域の特性や実情を踏まえつつ関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画を緊急度に応じて計画的に着実に整備します。

③ 各団体との連携した活動

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊婦、外国人等の要支援者のうち、災害時に避難など安全確保のための行動をとるのに支援を要する人について、消防署・消防団・警察署などの関係団体等と連携し、その状況を把握し、防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及び家族との連絡体制、状況の確認方法等を整備するよう支援します。また、社会福祉協議会等と協働し、全町に住民主体の見守り支え合いの仕組みづくりを推進します。

④ 自主防災組織の育成

要配慮者が災害発生時においても早期に情報が伝達され、安全に避難できるように、自主防災組織の育成が急がれます。また、避難所施設・設備の点検・整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実を支援します。



⑤ 多様な主体による見守りネットワークの構築

住宅を訪問する機会の多い、生協、郵便局、浄化槽管理事業者と見守りネットワークの協定を結んでいるところですが、他の団体とも見守りネットワークの協定を結び、重層的見守りが行われるよう働きかけます。

自 助 自分や家族ができること

- ◆民生委員、愛育委員、栄養委員等の活動に積極的に協力する。
- ◆避難行動要支援者リスト、医療情報キットの内容を常に更新しておく。

互 助 地域の中でできること

- ◆自治会で、福祉分野の担い手を育成する。
- ◆民生委員、消防団員と連携し、要配慮者の確認や連絡体制を整備する。
- ◆自主防災組織の体制をつくり、住民全員参加で役割分担する。

共 助 相互扶助でできること

- ◆地域ボランティアを育成し、在宅福祉サービスを充実する。
- ◆見守りネットワークを拡充させる。

公 助 行政ができること

- ◆学校教育における福祉教育を推進する。
- ◎ 出前講座など、障害者等に対する正しい知識を得、理解を深める機会をつくる。
- ◆災害時個別避難支援プランを計画的に整備する。

◎「出前講座など、障害者等に対する正しい知識を得、理解を深める機会をつくる」を重点プロジェクトに！

スローガン：みんなが他の人を理解しようとする地域にしよう

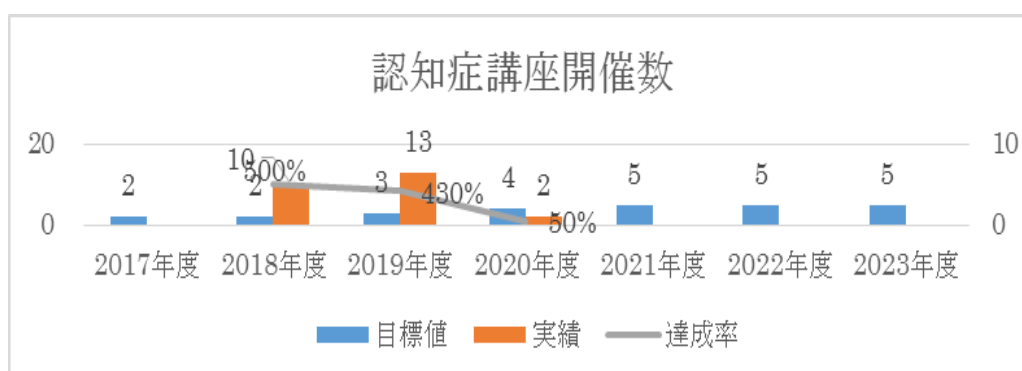
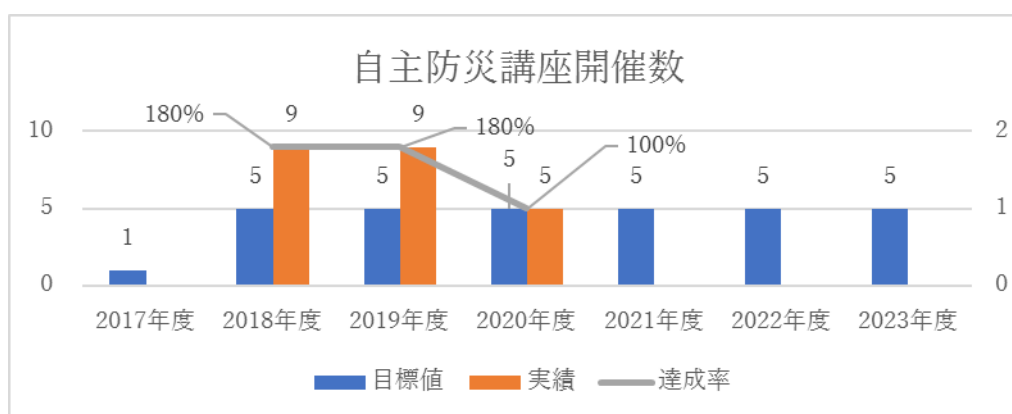
プロジェクト実現に向けた具体的取組

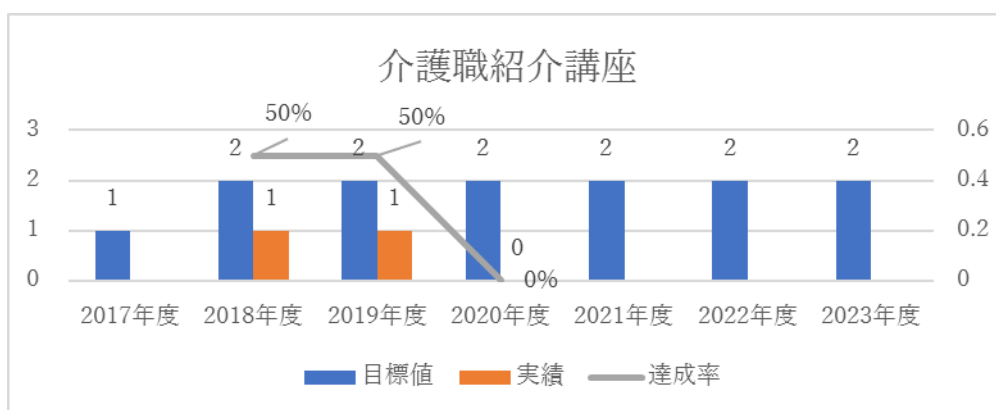
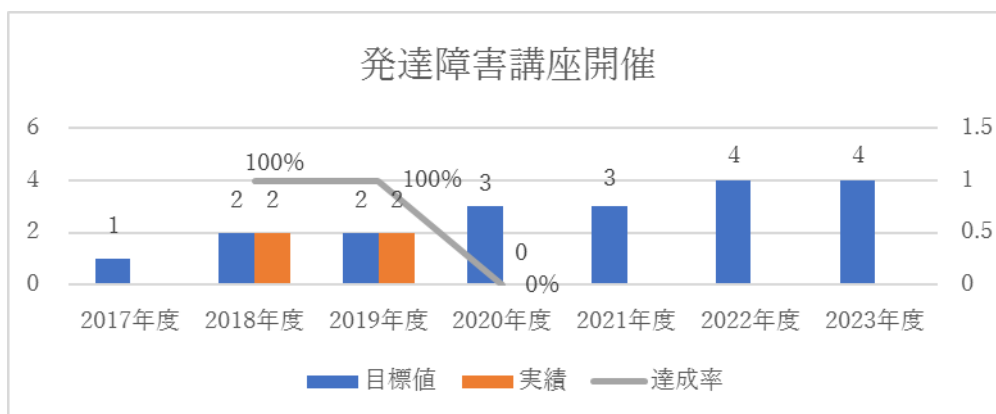
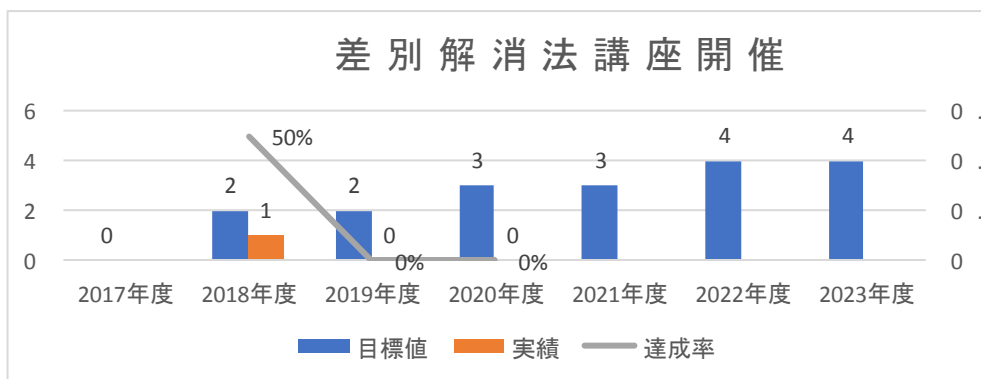
自助	福祉に関する講演会や研修会に積極的に参加する。
互助	病気や障害に関心を持ち、知識を得、誤解や偏見を無くする。
共助	各種福祉事業所は専門知識と場所の提供に協力する。
公助	民生委員児童委員協議会等、地域福祉を支える団体に知識と理解を深める研修を行う。各地域で出前講座を実施する。

プロジェクトの成果指標

指 標	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)
自主防災講座	1	(5) 9	(5) 9	(5) 5	(5)	(5)	(5)
認知症講座	2	(2) 10	(3) 13	(4) 2	(5)	(5)	(5)
差別解消法講座	0	(2) 1	(2) 0	(3) 0	(3)	(4)	(4)
発達障害講座	1	(2) 2	(2) 2	(3) 0	(3)	(4)	(4)
介護職紹介講座	1	(2) 1	(2) 1	(2) 0	(2)	(2)	(2)

※いずれも、単年講座数の実績数、() 内は目標数





○チャレンジド交流事業（加賀中学校2年生）

障害者自立支援協議会実施の福祉教育

指 標	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	目標値	目標値
障害者への理 解講座	83人	87人	81人	82人	80人	80人	80人

※今後は、各学年で段階的に、体験・研修ができる講座を考え実施していく。

○福祉体験事業（主に町内の小学４年生）

社会福祉協議会実施の福祉教育

指 標	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)
	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	目標値	目標値
学校数	8 校	6 校	6 校	4 校	6 校	7 校	8 校
延べ人数	190 人	122 人	165 人	119 人	120 人	168 人	192 人
回数	20 回	15 回	19 回	9 回	15 回	21 回	24 回

※内容は、高齢者疑似・車いす・視覚障害者への理解（盲導犬体験）・聴覚障害者への理解（手話体験）等

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

2021 年 3 月に取りまとめられた吉備中央町総合計画後期基本計画に取り上げられている関連指標を抜粋掲載させていただきました。本計画の終了年は 2023 年と後期基本計画の終了年よりも 2 年早いため、独自に「地域福祉計画目標値（R5）」の指標を設定しました。

ここでは、避難行動要支援者名簿への掲載者の拡大が目標値となっていますが、今後の高齢者の増加を踏まえてという意味と、名簿掲載への同意者の増加を図るという意味が含まれています。さらには、名簿掲載者の中には個別計画・マイタイムラインが未策定の方も数十名いらっしゃいます。そうした方々の計画作成も並行して推進していきます。

	指標名	基準値 (H26)	実績値 (R2)	前期 目標値 (R2)	後期 目標値 (R7)	地域福祉計 画目標値 (R5)
活動	高齢者・要援護者台帳への登録者数（避難行動要支援者名簿）	259 人	916 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

■ ■ 未達に対する今後の取組 ■ ■

○安全に講座を開催できるよう、開催方法の検討や感染予防対策に取り組めます。

第3節 我が事として取り組む地域づくり

目指す姿

地域住民や支援関係機関の相互の協力が円滑に行われ、適切な福祉サービスの利用を図るとともに、地域住民による支え合いを強化します。

1. 見守り・助け合いの推進

① 住民相互の支え合い活動の推進

支援を必要とする人に気づき、見守りや声かけを行うことにより、ともに助け合う関係を築くなど、住民相互の支え合い活動を促進します。

② 孤立を防止する取組の促進

高齢者、障害者、生活困窮者のみならず、若年層においても地域から孤立してしまう人があることから、祭りや公民館行事に誘うなど孤立を防止するとともに家族支援の取組を進めます。

③ 通いの場づくりの推進

生活支援コーディネーターと積極的に関わることで、住民主体の集いの場と通所付添サポート体制の拡大を図り、孤立しがちな人が気軽に集まり、役割を持って活動に参加できるよう、近隣の住民が集い語らう場づくりを推進します。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす人のこと。



通いの場(ももカフェ)で「はつらつ元気体操」

通いの場(ひだまりカフェ)
の出迎え看板



2. 相談支援体制の整備

① 身近な相談窓口から専門的な相談窓口への連携構築

問題が深刻な事態におちいる前に相談窓口の周知や支援を行う必要があり、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険事業所、障害福祉事業所、医療機関など、あらゆる機関と連携を図り、様々な相談に対応できるよう体制整備を図ります。その体制整備の強化とともに、町民が気軽に相談できる民生委員児童委員等身近な相談窓口からより専門的な相談窓口への連携体制の構築を進めます。

② 専門機関のネットワーク強化

要保護児童対策地域協議会、障害者等地域自立支援協議会、生活困窮者自立支援ネットワーク等、様々なネットワークが多岐にわたり活動していますが、今後も柔軟かつ迅速な活動ができるよう、効率化を図るとともに各専門機関のネットワークを強化します。

3. 福祉サービスの情報提供

① 情報提供体制の充実

町広報紙、告知放送、ホームページなど多様な情報媒体により情報提供します。また、ホームページなどでは各種サービスの内容、利用方法、提供事業所を分かりやすく提供できるように見直しをします。併せて、子育て応援サイトを一層充実させ、子育てに関する情報等、必要な情報を分かりやすく発信します。

② サービスの適正利用の周知

サービスの目的は、高齢者や障害者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行うことです。町民が、より一層自立した生活を営むことができるよう、サービスの目的説明とともに、適正なサービスが提供されるよう周知します。

4. 誰もが暮らしやすい環境整備

① バリアフリー等環境の整備

住み慣れた地域で安心して生活するためには、高齢者、障害者、子ども連れなど、誰にとっても利用しやすい建物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、あらゆる場面で不当な差別的取扱いが行われないよう注意喚起し、また、障害のある人への「心のバリア」「情報のバリア」「物のバリア」を取り除くとともに、障害のある人の特性に応じて合理的配慮(※)がされなければなりません。

※合理的配慮

障害のある人の人権が障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

② 移動・外出支援の充実

高齢者や障害者の移動については、公共交通の利用を呼びかけるとともに、福祉移送サービスやデマンドタクシー、ふれあいタクシー制度などの周知を図り、ボランティアによる移送サービスを推進します。

③ 社会福祉法人及び社会福祉施設の活用

各社会福祉法人の運営する事業所では、様々なサービスが提供されています。今後も、社会福祉法人及び社会福祉施設は地域へ開放され、地域福祉の拠点としての役割が期待されます。また、2020年7月に、町内の社会福祉事業を経営する9法人が集まり、吉備中央町社会福祉法人連絡協議会（吉備中央町ほっと！コネクション！！）が設立されました。町内の社会福祉法人が組織の枠組みを超えてつながり、各社会福祉法人が強みをもつ分野等で福祉の専門性を活かし、それぞれの地域課題解決に向けて協力し活動していくことも期待されます。

自 助 自分や家族ができること

- ◆悩み事や心配事は早めに民生委員児童委員、福祉委員、地域包括支援センター等へ相談する。
- ◆町広報紙、告知放送、ホームページなどの情報を確認する。
- ◆福祉タクシー等の公共交通は、できる限り数人で乗り合わせて利用する。

互 助 地域の中でできること

- ◎ 子育て支援組織（見守り体制）をつくる。
- ◆孤立しがちな人が気軽に集まれる居場所をつくる。
- ◆日ごろから地域の中で声かけをし、日々の困りごとを手助けする。

共 助 相互扶助でできること

- ◆各種専門機関のネットワークが有機的に関わり、多様な支援が検討され、実行される。
- ◆必要な人が適切なサービスを利用できるようケアプランチェック等により点検評価する。

公 助 行政ができること

- ◆孤立しがちな家庭へ積極的に支援を働きかける。
- ◆集いの場づくりを支援する。
- ◆福祉サービスの情報を、様々な媒体を通じて提供する。
- ◆階段をスロープにするなど、バリアフリー化を進める。
- ◆社会福祉法人等事業者と地域をつなぐ仕組みをつくる。

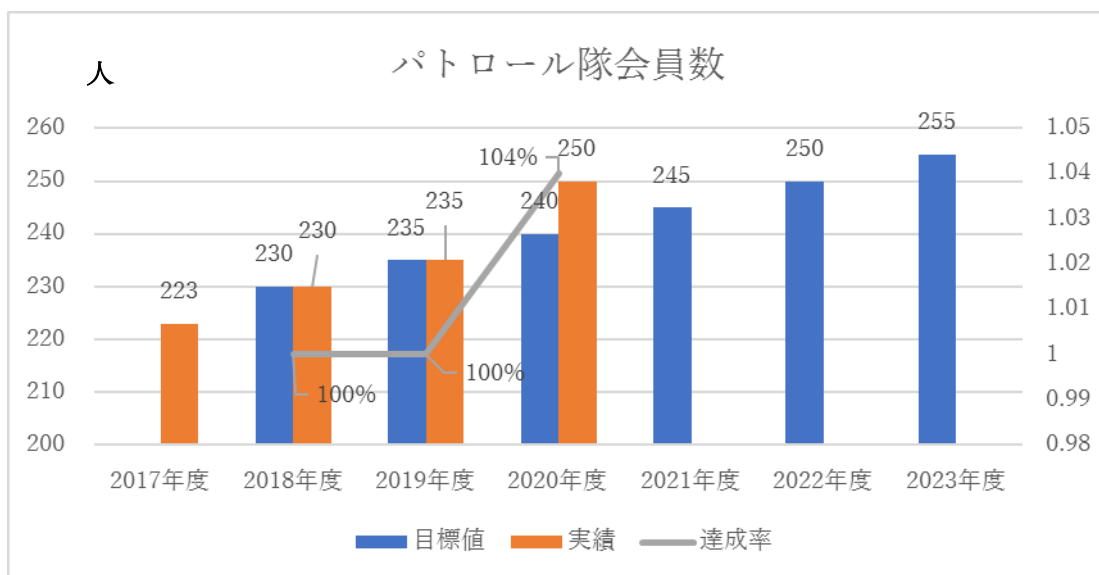
◎「住民による見守り活動を推進する」を重点プロジェクトに！

スローガン：住民を大切にする地域にしよう

プロジェクト実現に向けた具体的取組

自助	子育て家庭は、困り事を地域の民生委員児童委員、福祉委員等に伝える。
互助	子どもの通学時間に合わせて、屋外に出て、子どもを見守る。 通学時の見守り隊をつくる。
共助	警察などと連携してパトロールする。
公助	子どもたちの見守り体制をつくるために支援する。

プロジェクトの成果指標



※パトロール隊は、地域で子どもの通学の見守り、住民の防犯、防災及び事故等の実践的な予防を目的に活動している団体です。

■ 主要な目標指標 ■

2021年3月に取りまとめられた吉備中央町総合計画後期基本計画に取り上げられている関連指標を抜粋掲載しました。本計画の終了年は2023年と後期基本計画の修了年よりも2年早いので、独自に「地域福祉計画目標値(R5)」の指標を設定しました。

後期目標値の要介護認定率が前期目標よりも低く設定されているのは、高齢者の生きがいづくりや健康増進などの介護予防対策に力を入れるためです。その実現のためには、新型コロナウイルス禍の終息状況を見ながら集いの場や地域サロン活動の再開や新設を推し進める必要があります。

指標名	基準値 (H26)	実績値 (R 2)	前期 目標値 (R 2)	後期 目標値 (R 7)	地域福祉 計画目標 値 (R5)
要介護認定率	26.4%	23.7%	32.9%	23.9%	23.8%
町民主体の集いの場合場数	0 か所	8 か所	5 か所	10 か所	9 か所
認知症カフェ開設数	0 か所	4 か所	4 か所	8 か所	6 か所
地域サロン活動地区数	47 か所	36 か所	55 か所	40 か所	39 か所

※引き続き、住民の活動による介護予防を推進し、要介護認定率の低下に努めます。

■ ■ 未達に対する今後の取組 ■ ■

○地区サロン活動の未実施地区においては、サロン活動について推進し、既に実施されている地区については、運営等について支援します。

第4節 丸ごとつながる体制づくり

目指す姿

地域課題に対して、対応策の検討から実施までのプロセスを展開できる仕組みをつくり、支援が包括的に提供される体制をつくります。

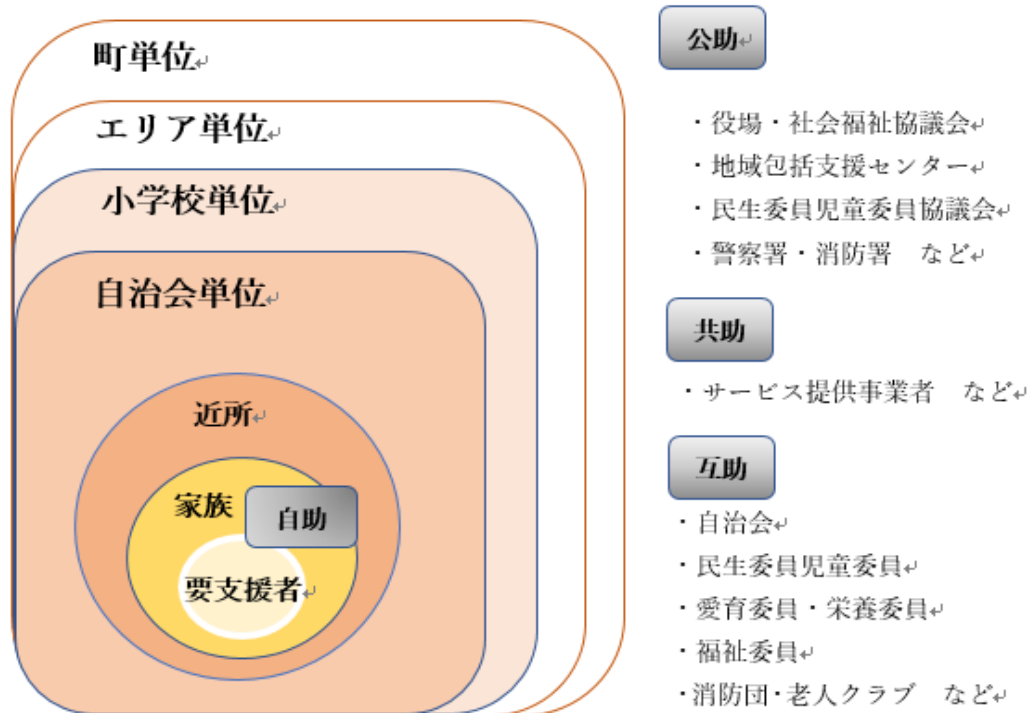
1. 地域の体制づくり

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者のみならず、障害者や子どもなども含め、地域の実情、特性等に応じたサービスの提供体制など、地域の現状を可能な限り把握したうえで、関係機関との連携のもと、町民一人一人が役割を持ち、地域のふれあいを大切にし、思いやりをもって、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を目指します。

その取組のために、地域支え合い(地域包括ケア)体制整備推進会議、地域ケア会議などから把握した地域課題を集約し、自治会単位、小学校区単位、エリア単位(加茂川・賀陽)及び全町単位とそれぞれの課題解決が可能な圏域を基本とする地域において、安心安全な福祉活動が展開できるよう、地域住民と吉備中央町の特性である優れた福祉基盤を背景に支援関係機関が連携し、総意と創意工夫により具体化し資源開発に資する政策形成を行っていきます。

吉備中央町地域福祉ネットワークの構築



② 地域づくりの推進

地域ケア会議は、必要な支援体制に関する問題点を洗い出し、課題を地域づくりや資源開発に結びつけることができるように発展的な運営を目指します。

地域の特徴、課題を明らかにした上で、地域住民が課題解決に向けて共通理解を得られるよう、地域住民の協議の場を増やすための支援を行います。

自 助 自分や家族ができること
◆地域や子育て関係行事に積極的に参加し、仲間づくりをする。
互 助 地域の中でできること
◆地域に応じた支え合いの体制をつくる。
◆地域住民が集い、課題の把握や共有、解決に向けた話し合いなどを行う。
共 助 相互扶助でできること
◆福祉事業所、医療機関、企業は地域福祉活動を支援する。
公 助 行政ができること
◆福祉、保健、医療など関係機関と連携して支援体制を構築する。
◆支援の提供を円滑に行うため、社会福祉協議会等との連携を強化する。
◎ 地域の連携と体制の構築を図り、見守り支え合い団体を支援する。

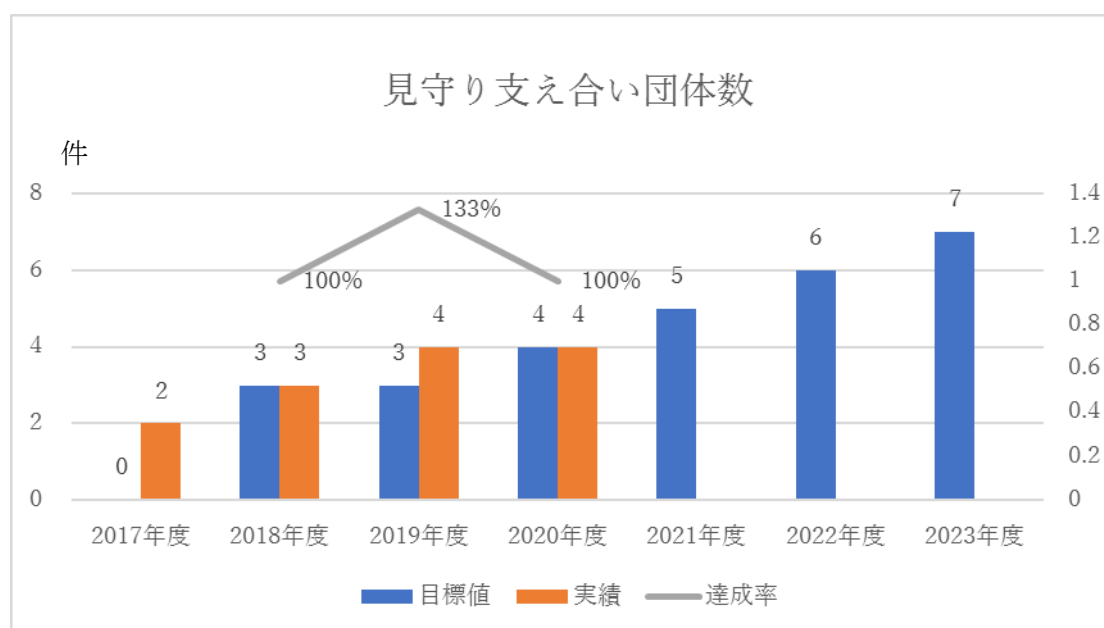
◎「地域の連携と体制の構築を図り、見守り支え合い団体を支援する」を重点プロジェクトに！

スローガン：支え合いの体制をつくろう

プロジェクト実現に向けた具体的取組

自助	地域福祉活動に積極的に参加する。
互助	地域の中で地域福祉について話し合う。 地域の社会資源を活用して、支え合いの体制をつくる。
共助	福祉事業所、医療機関、企業は地域福祉活動を支援する。
公助	社会福祉協議会等と協働し、地域の見守り支え合い団体等を支援する。

プロジェクトの成果指標



■ 主要な目標指標 ■

2021年3月に取りまとめられた吉備中央町総合計画後期基本計画に取り上げられている関連指標を抜粋掲載しました。本計画の終了年は2023年と後期基本計画の修了年よりも2年早いため、独自に「地域福祉計画目標値（R5）」の指標を設定しました。

社会福祉協議会と協働しながら、未実施地区の解消にむけて、地区社協をはじめとする地域の見守り・支え合い団体に対する支援を充実します。

	指標名	基準値 (H26)	実績値 (R2)	前期 目標値 (R2)	後期 目標値 (R7)	地域福祉計 画目標値 (R5)
成果	地域の見守り、支え合い団体数	2団体	4団体	10団体	10団体	7団体

■ 未達に対する今後の取組 ■

- 支え合い団体の支援を図るため、未実施地区において、社会福祉協議会等と協働し推進します。

第4章 計画の推進体制

1. 関係機関との連携

本計画は、地域住民とともに、関係団体、福祉事業者及び医療機関との連携・協働のもと、総合的、一体的に取り組んでいきます。また、「安心して暮らせる自分達のための地域づくり」を地域住民とともに目指し、様々な課題を計画的に解決していきます。

① 庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、町の庁内関係課をはじめ、関係機関を通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら計画を推進していきます。

② 地域における各種団体、民間企業等との連携

本計画は、あらゆる機会を通じ、町民の自立した生活と福祉の向上を目指し、地域や企業の情報伝達が円滑に行われるよう、社会福祉協議会を始めとする地域の関係機関や団体と連携し、それぞれの立場から進めていきます。

③ 近隣市との連携による事業の推進

今後も広域的な調整を図りながら、近隣市や医療機関・福祉事業所と連携して事業の推進を図っていきます。

④ 国・県との連携

計画の推進にあたっては、国・岡山県と連携しながら、適時、状況等の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

また、岡山県などが実施する各種研修会やさまざまな事業なども活用しながら、福祉専門職員の指導、育成などを推進します。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

町民一人一人の社会参加等の状況及びニーズを把握しながら、計画の達成状況を地域福祉計画策定委員会で評価、分析します。また、吉備中央町保健福祉委員会(※)において調査審議された結果に基づいて所要の対策を実施し、総合的、効果的な推進に努めます。

※吉備中央町保健福祉委員会

町長の諮問に応じ、町民の健康の増進及び福祉の向上を図るため、総合的保健福祉施策の樹立について調査審議する。

資料 2

○地域福祉計画策定委員

団 体 等	氏 名	備 考
岡山県立大学	二 宮 一 枝	委員長
議会議員	山 崎 誠	副委員長
民生委員児童委員協議会	黒 田 良 典	
老人クラブ連合会	神 崎 敬 子	
身体障害者福祉協会	富 山 茂	
愛育委員会	赤 木 裕 子	
栄養改善協議会	河 内 靖 恵	
ボランティアグループ	森 田 充 司	
医療機関	横 田 陽 子	
介護事業所	小 澤 太 一	
商工会	藤 森 和 典	
農業協同組合	土 井 久美枝	
消防団	荒 木 喜代子	
町民代表	吉 永 謙 一	
町民代表	濱 田 由 紀	
町民代表	山 崎 弘 一	
副町長	岡 田 清	

○助言者

岡山県備前県民局健康福祉部長	山 本 哲 達
----------------	---------

○事務局員

吉備中央町総務課	山 本 昌 幸
吉備中央町総務課	安 延 直 樹
吉備中央町福祉課	大 木 一 恵
吉備中央町福祉課	石 井 瑞 枝
吉備中央町福祉課	高 島 雪 絵
吉備中央町福祉課	西 崎 順 子
吉備中央町保健課	塚 田 恵 子
吉備中央町子育て推進課	石 井 純 子
吉備中央町教育委員会事務局	岡 崎 直 樹
吉備中央町社会福祉協議会	坂 井 千 秋

○地域福祉計画の策定経過

開催年月日	事 項	開催会場
2016 年 7 月 1 日	アンケート調査開始	
2016 年 8 月 31 日	アンケート調査回収	
2017 年 5 月 30 日	第 1 回計画策定委員会	賀陽庁舎会議室
2017 年 6 月 8 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2017 年 8 月 7 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2017 年 8 月 22 日	地域福祉座談会	農村環境改善センター
2017 年 8 月 23 日	地域福祉座談会	長田ふれあいセンター
2017 年 8 月 24 日	地域福祉座談会	きびプラザ
2017 年 8 月 29 日	地域福祉座談会	ロマン高原かよう総合会館
2017 年 8 月 30 日	地域福祉座談会	ふれあい荘
2017 年 9 月 21 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2017 年 10 月 23 日	第 2 回計画策定委員会	賀陽庁舎会議室
2017 年 11 月 28 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2017 年 12 月 18 日	第 3 回計画策定委員会	賀陽庁舎会議室
2018 年 1 月 17 日	議会民生教育常任委員会	賀陽庁舎委員会室
2018 年 1 月 19 日～2 月 13 日	計画案公表 パブリックコメント募集	行政窓口等
2018 年 2 月 13 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2018 年 2 月 28 日	第 4 回計画策定委員会	賀陽庁舎会議室
2018 年 3 月	計画公表	



○地域福祉計画策定委員（中間評価と見直し）

団 体 等	氏 名	備 考	
駒澤大学	川 上 富 雄	委員長	
議会議員	日 名 義 人	副委員長	
民生委員児童委員協議会	黒 田 良 典		再任
老人クラブ連合会	土 井 二六敏		
障害者等自立支援協議会	三 宅 健太郎		
愛育委員会	森 下 治 美		
栄養改善協議会	丸 山 恵 子		
ボランティア団体	伊 賀 幸 子		
医療機関	横 田 陽 子		再任
介護事業所	小 澤 太 一		再任
商工会	藤 森 和 典		再任
農業協同組合	作 原 豊		
消防団	荒 木 喜代子		再任
町民代表	吉 永 謙 一		再任
町民代表	日 名 由 香		
町民代表	山 崎 弘 一		再任
副町長	岡 田 清		再任

○助言者

岡山県備前県民局健康福祉部長	亀 山 明 高
----------------	---------

○事務局員

吉備中央町総務課	安 延 直 樹
吉備中央町福祉課	奥 野 充 之
吉備中央町福祉課	荒 谷 哲 也
吉備中央町福祉課	高 島 雪 絵
吉備中央町福祉課	西 崎 順 子
吉備中央町福祉課	坂 井 千 秋
吉備中央町保健課	伊 達 道 子
吉備中央町子育て推進課	古 林 直 樹
吉備中央町教育委員会事務局	山 本 敦 志
吉備中央町社会福祉協議会	難 波 陽 子

○地域福祉計画の策定（中間評価と見直し）経過

開催年月日	事 項	開催会場
2020 年 12 月 15 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2021 年 1 月 12 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2021 年 2 月 3 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2021 年 2 月 12 日	第 1 回計画策定委員会	農業振興センター
2021 年 2 月 25 日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
2021 年 3 月 8 日	ワーキング会議	ロマン高原かよう総合会館
2021 年 3 月	第 2 回計画策定委員会（書面決議）	
2021 年 3 月	計画公表	



資料 3

アンケート調査概要

●調査目的

吉備中央町地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指して、町民と関係機関などが連携し、地域の支え合いの仕組みづくりをともに考え進めていくことを目的として実施しました。

●調査対象者

18 歳以上の町内在住者

●調査期間

2016 年 7 月 1 日～2016 年 8 月 31 日

●調査数及び回収数

調査数 1,656 人

回収数 1,094 人（回収率 66.0%）

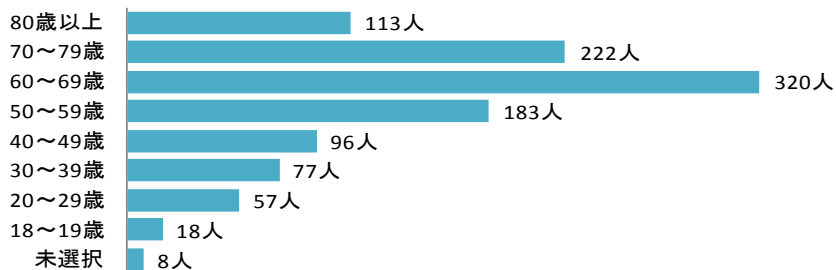
●調査項目

○地域活動 ○福祉意識 ○ボランティア ○地域の課題

●調査結果

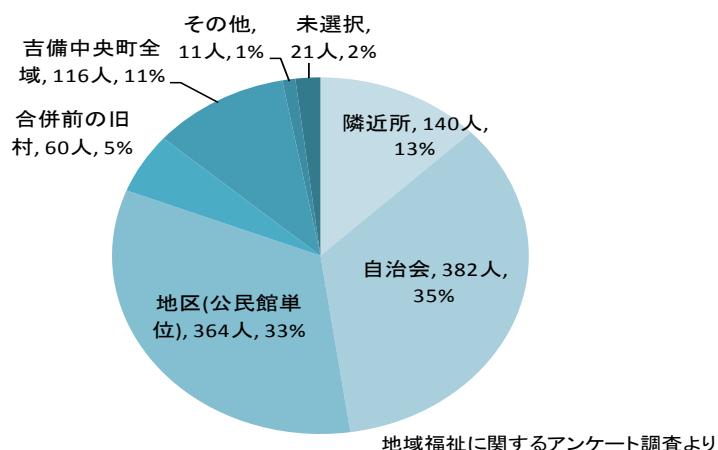
本計画に関する調査の概要は次のとおりです。

調査回答者の年齢



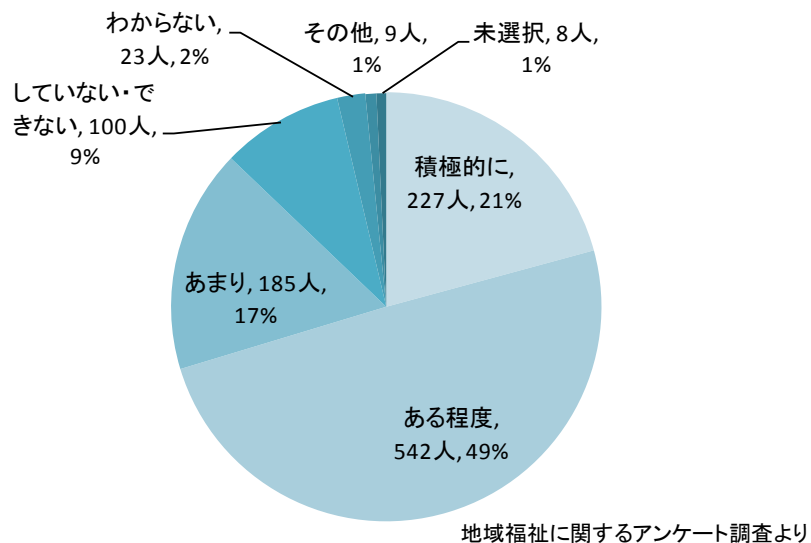
「あなたにとって『地域』とはどの範囲ですか？」の問いに対し、「隣近所」13%、「自治会」35%及び「地区(公民館単位)」33%、合わせて81%の人が顔見知りの関係を地域と考えています。

あなたにとって「地域」とはどの範囲ですか？



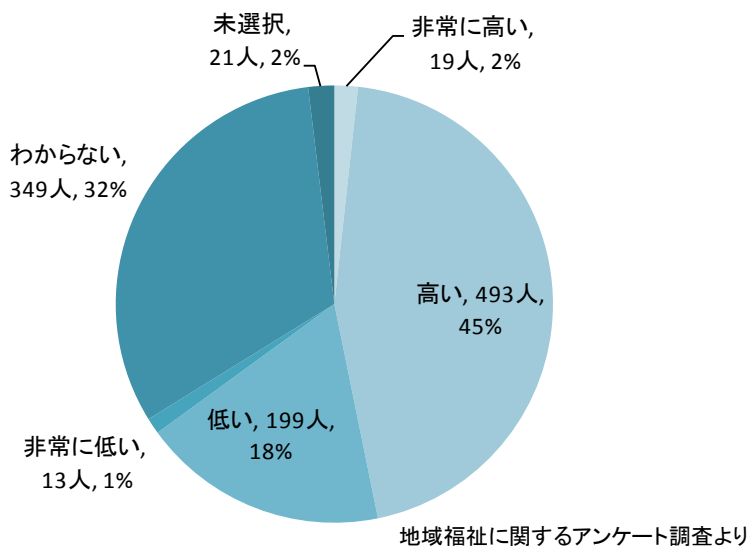
「『地域』の活動にどの程度参加していますか？」の問いに、「積極的に」21%と「ある程度」49%、合わせて70%の人が地域の活動に参加していると回答しています。

「地域」の活動にどの程度参加していますか？



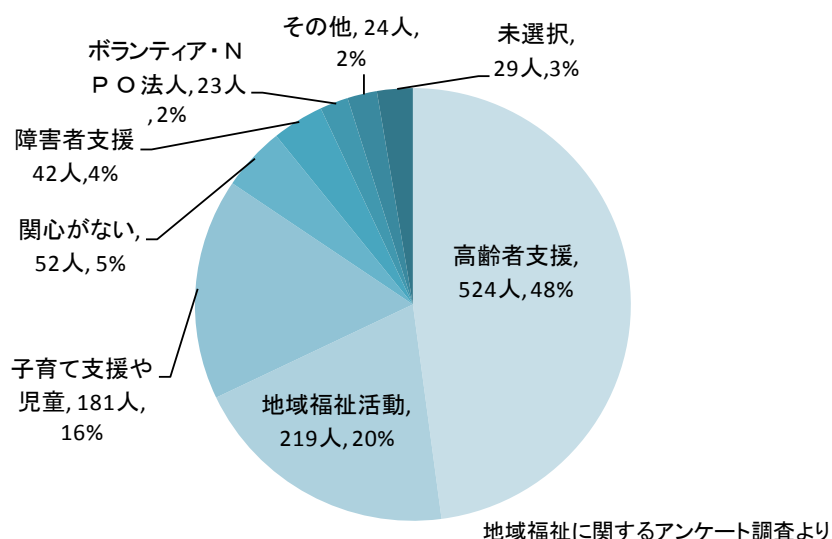
「町民の福祉意識は高いと思いますか？」の問いに対し、「非常に高い」2%と「高い」45%、合わせて約半数が福祉意識は高いと思っています。「低い」18%と「非常に低い」1%、合わせて19%が低いと思っています。

町民の福祉意識は高いと思いますか？



「特に『福祉』の何に関心を持っていますか？」の問いに対し、「高齢者支援」が48%と約半数を占め、「地域福祉活動」20%、「子育て支援や児童」16%が続きます。

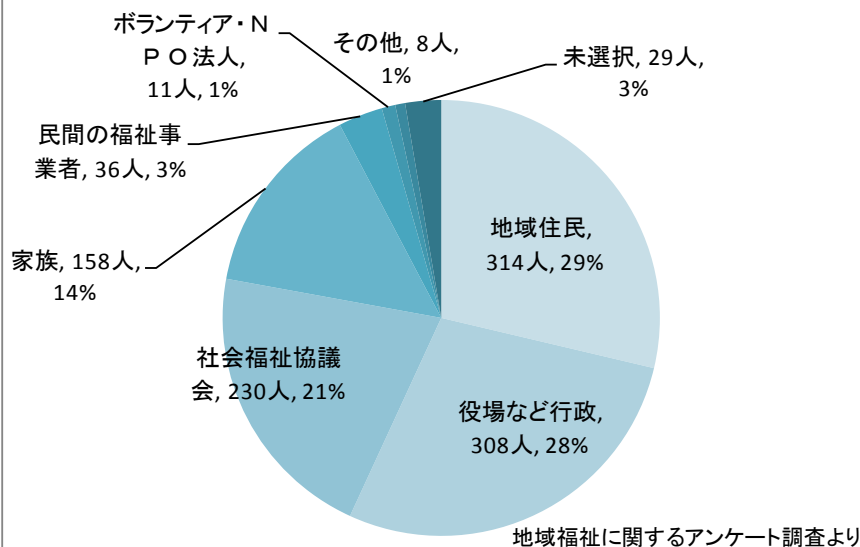
特に「福祉」の何に関心を持っていますか？



「『福祉』を支えていく中心となるのは誰と思いますか？」の問いに対し、「地域住民」29%と回答した人が最も多く、福祉意識が高いと思う回答が約半数あった理由がうかがえます。続いて、「役場など行政」28%、「社会福祉協議会」21%、「家族」14%となっています。「地域住民」「役場など行政」「社会福祉協議会」「家族」と回答した人は90%を超えています。

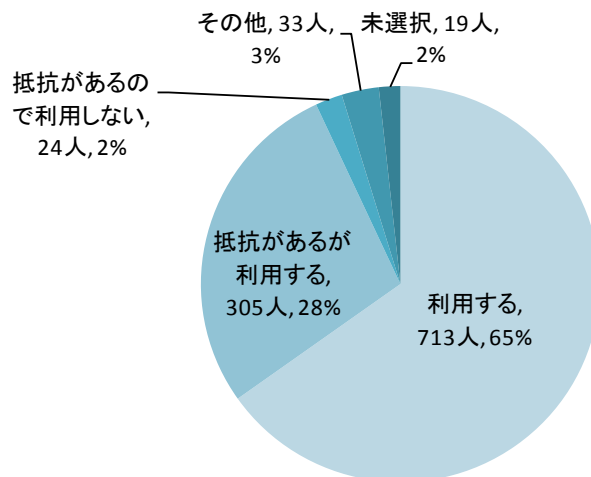
続いて、「民間の福祉事業者」3%と答えており、「ボランティア・NPO法人」と回答した人は1%でした。

「福祉」を支えていく中心となるのは誰と思いますか？



「あなた自身や家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか？」の問いに対し、「利用する」65%と「抵抗があるが利用する」28%を合わせると93%であり、サービス利用が町民に認知されていることが分かります。

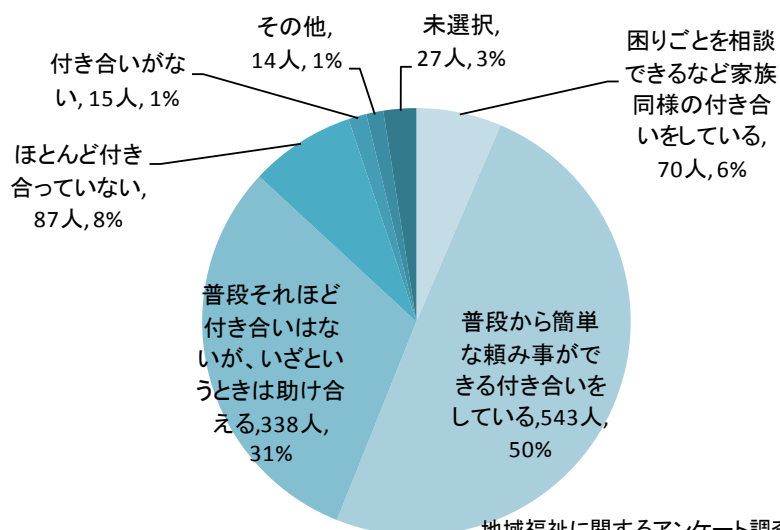
あなた自身や家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか？



地域福祉に関するアンケート調査より

「現在、どの程度近所付き合いをされていますか？」の問いに対し、「困りごとを相談できるなど家族同様の付き合いをしている」6%、「普段から簡単な頼み事ができる付き合いをしている」50%、「普段それほど付き合いはないが、いざというときは助け合える」31%と、何らかの付き合いをしていると回答した人は87%と高く、ある程度の相談、頼み事、助け合いができる付き合いを多くの人々がしていることがうかがえます。

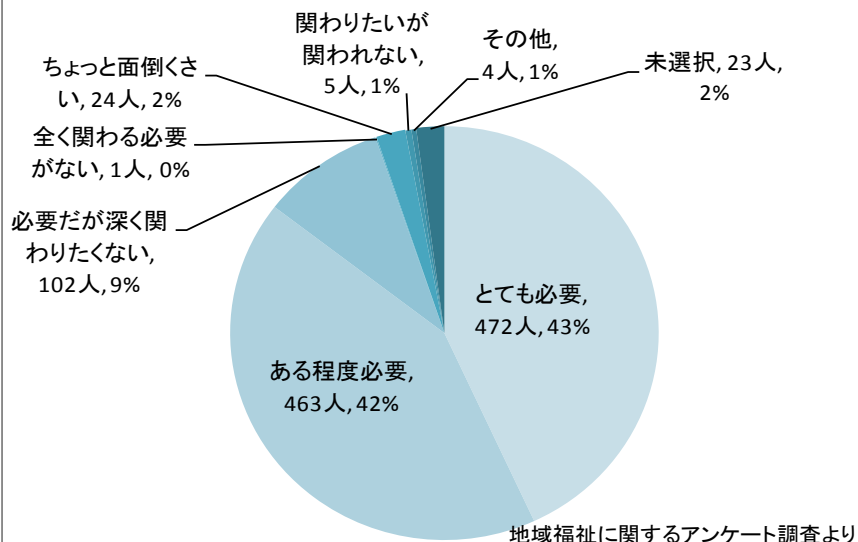
現在、どの程度近所付き合いをされていますか？



地域福祉に関するアンケート調査より

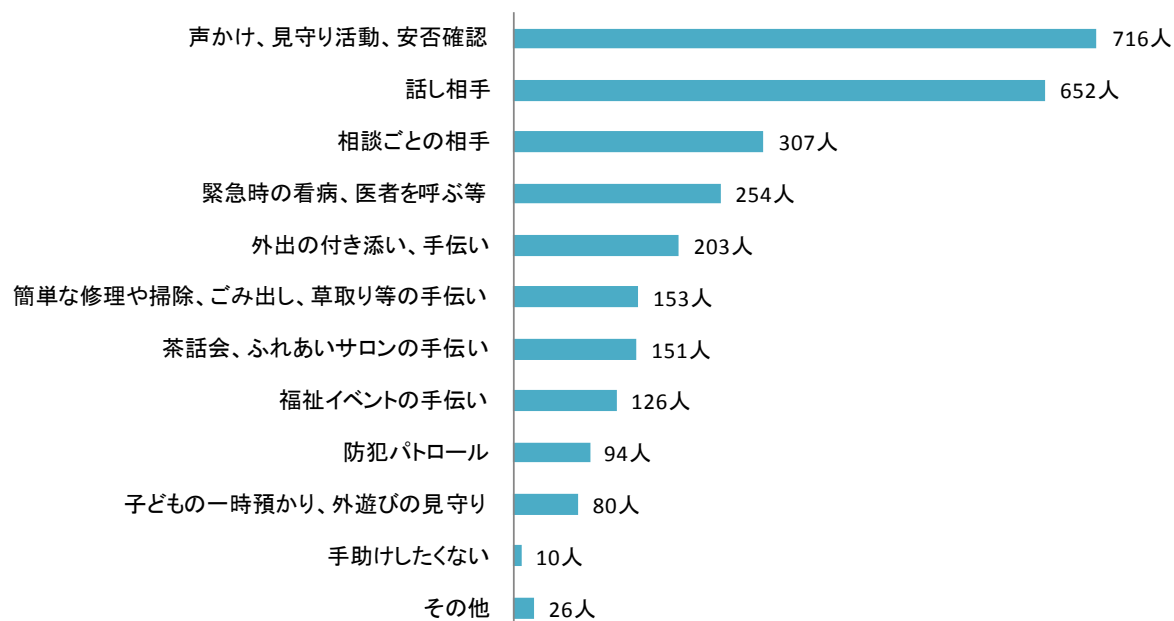
「近所付き合いについてどのように思いますか？」の問いに対し、「とても必要」43%、または「ある程度必要」42%と、必要と回答した人が85%と高く、必要性を認識している人が多いことが分かります。

近所付き合いについてどのように思いますか？

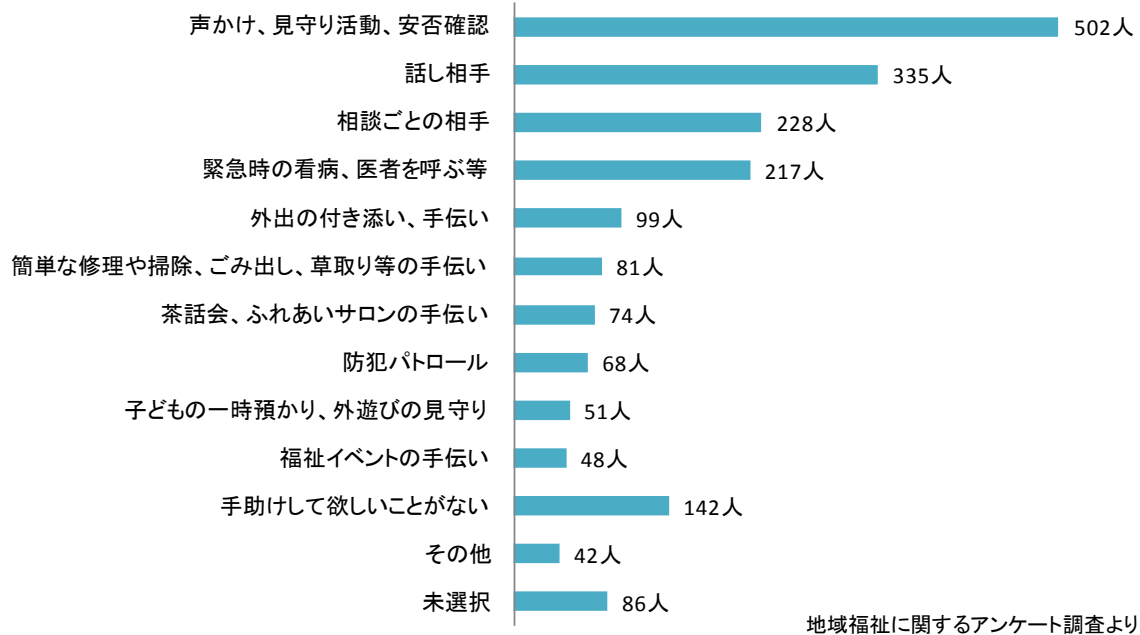


近所付き合いの中で「これならできる」と思う手助けの回答上位、1位「声かけ、見守り活動、安否確認」、2位「話し相手」、3位「相談ごとの相手」、4位「緊急時の看病、医者を呼ぶ等」、5位「外出の付き添い、手伝い」、6位「簡単な修理や掃除、ごみ出し、草取り等の手伝い」、7位「茶話会、ふれあいサロンの手伝い」までは、次ページのグラフのとおり、近所の人に「手助けして欲しい」と思うことと全く同じ順位です。

近所付き合いの中で「これならできる」と思う手助けは？(複数回答)

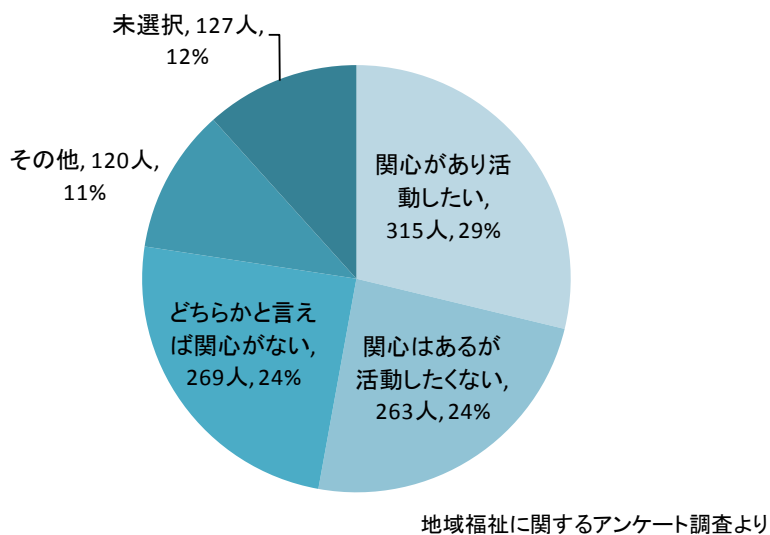


近所の人に「手助けして欲しい」と思うことは？(複数回答)



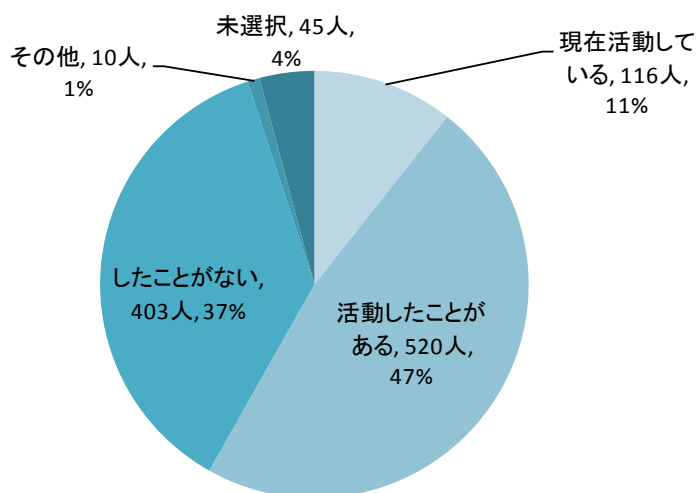
「『ボランティア活動』に関心がありますか？」の問いに対し、「関心があり活動したい」29%、「関心はあるが活動したくない」24%と約半数の人が関心を持っています。「どちらかと言えば関心がない」と回答した人は24%となっています。

「ボランティア活動」に関心がありますか？



一方、「『ボランティア活動』をしたことがありますか？」の問いに対し、「現在活動している」11%、「活動したことがある」47%と先の質問で関心があると答えた人の割合より、若干多くなっています。

「ボランティア活動」をしたことがありますか？



地域福祉に関するアンケート調査より



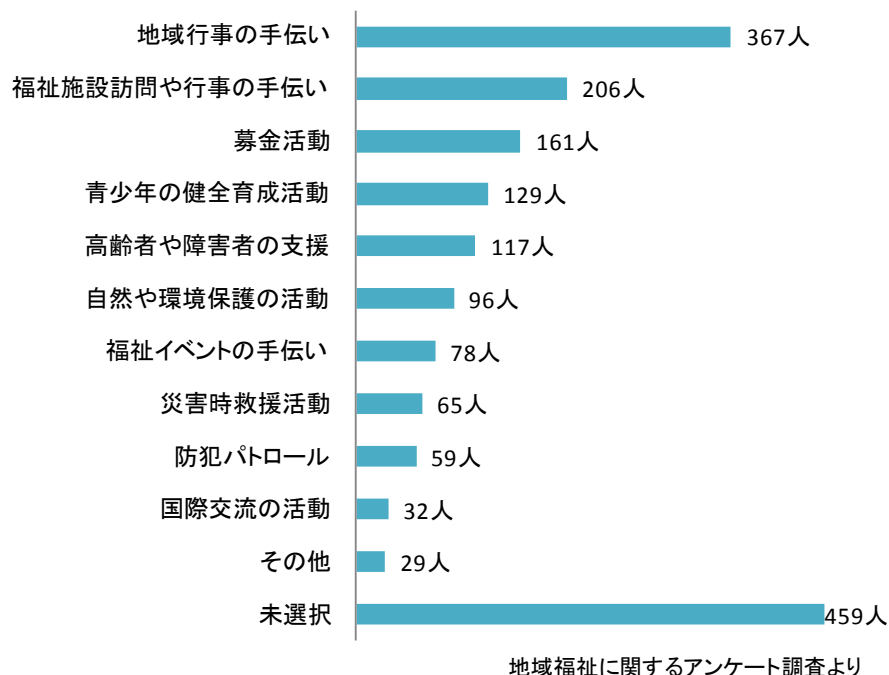
配食弁当の準備



「食べて～よ～」 「いつも、ありがとう」

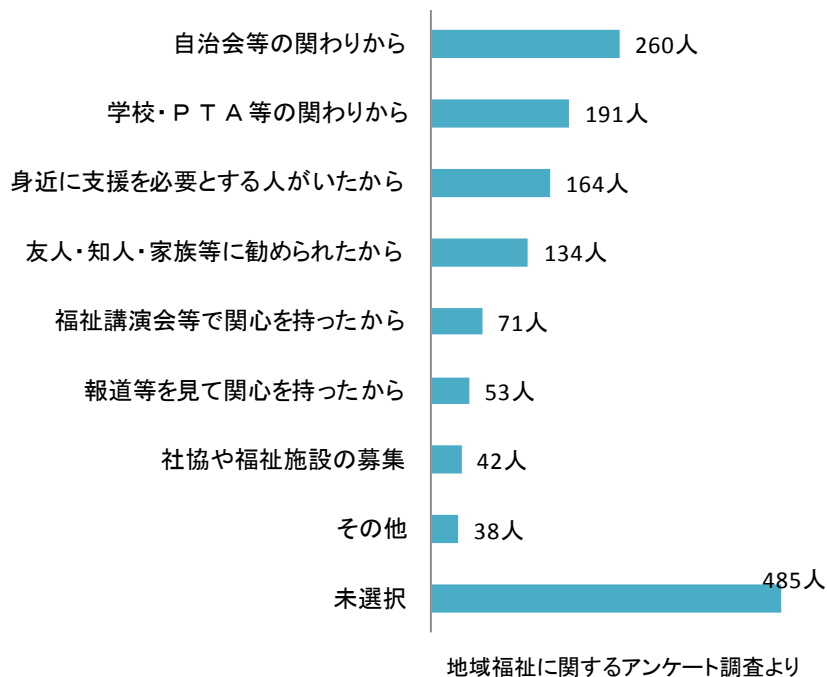
今まで参加したボランティア活動は、「地域行事の手伝い」が最も多く、367 人。「福祉施設訪問や行事の手伝い」、「募金活動」も多数の回答がありました。

今までどんなボランティア活動に参加しましたか？(複数回答)



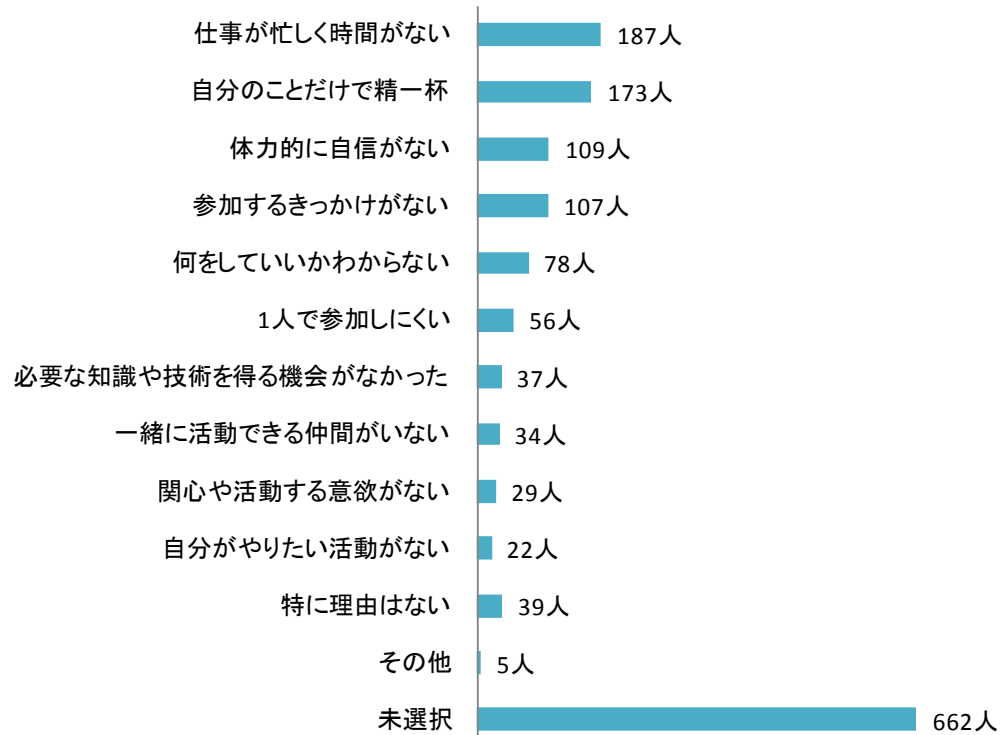
動機は「自治会等の関わりから」260 人、「学校・P T A等の関わりから」191 人、「身近に支援を必要とする人がいたから」164 人、「友人・知人・家族等に勧められたから」134 人と続きます。

ボランティア参加の動機はなんですか？(複数回答)



「ボランティア活動をしたことがない理由はなんですか？」の問いに対し、「仕事が忙しく時間がない」187人、「自分のことだけで精一杯」173人、「体力的に自信がない」109人と自分自身の問題を理由とするものが多くなっています。「参加するきっかけがない」107人、「何をしたいかわからない」78人、「1人で参加しにくい」56人と、きっかけや仲間との活動機会があれば、活動する可能性のある人がいます。

ボランティア活動をしたことがない理由は何ですか？(複数回答)

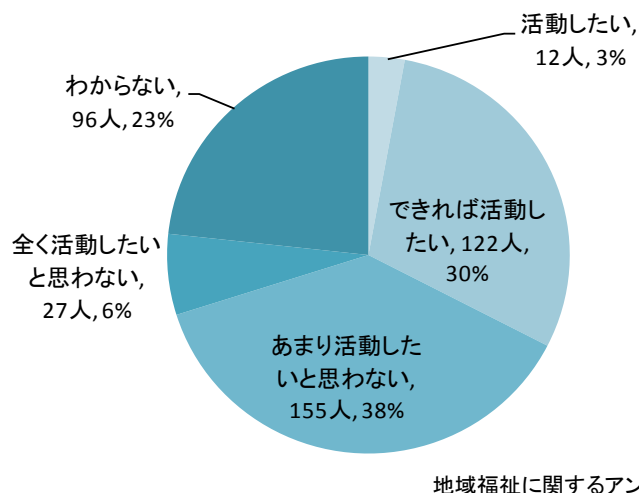


地域福祉に関するアンケート調査より



「今後ボランティアや地域福祉活動をしたいと思いますか？」の問いに対し、「活動したい」3%と「できれば活動したい」30%、合わせて 33%でした。ボランティア活動をしたことがないと回答した人の内 33%の人は活動の意志が見られます。

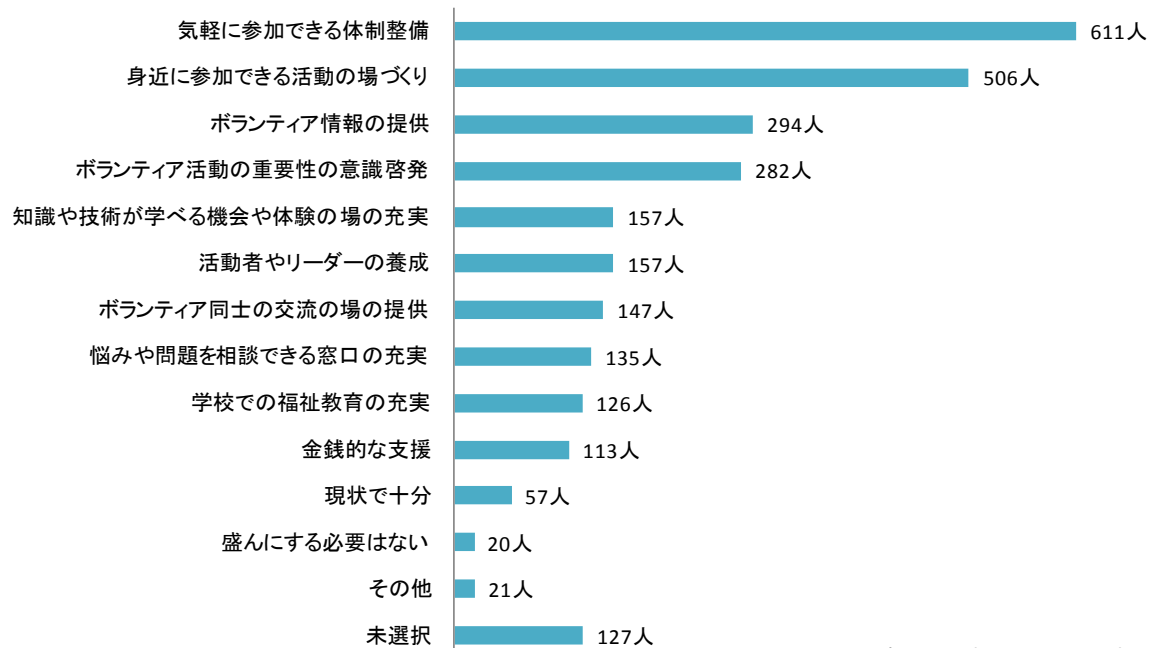
**今後ボランティアや地域福祉活動をしたいと思いますか？
（「ボランティア活動をしたことがない」と回答した人のみ）**



地域福祉に関するアンケート調査より

「住民のボランティア活動を盛んにするために、特に必要だと思うことは？」の問いに対し、「気軽に参加できる体制整備」611 人、「身近に参加できる活動の場づくり」506 人が多く、ボランティア活動が、自主的に、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくできるという面もあることが浸透していないと考えられます。続いて、「ボランティア情報の提供」、「ボランティア活動の重要性の意識啓発」が比較的多くなっています。

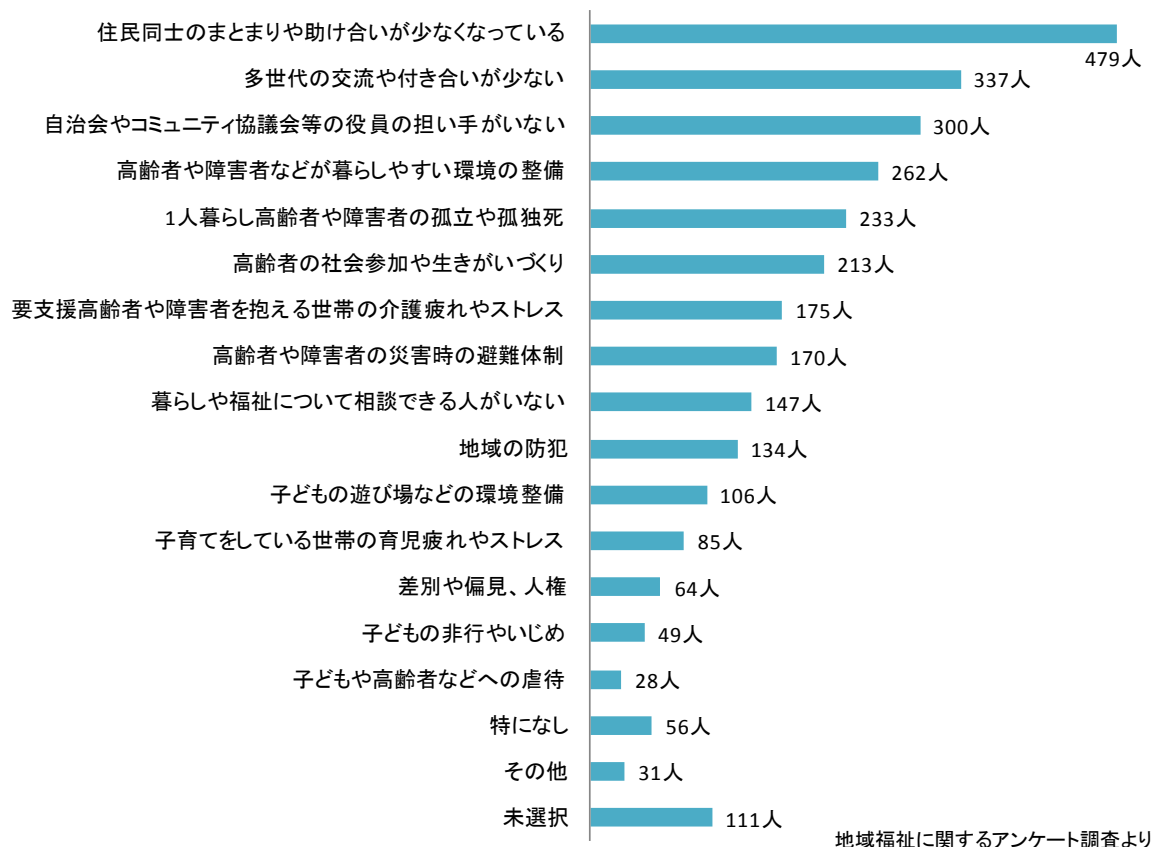
住民のボランティア活動を盛んにするために、特に必要だと思うことは？（複数回答）



地域福祉に関するアンケート調査より

「『地域』には特にどのような課題があると感じていますか？」の問いに対し、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」479人が最も多く、地域社会の連帯意識の希薄化が認識としてあることがうかがえます。次に、「多世代の交流や付き合いが少ない」337人、「自治会やコミュニティ協議会等の役員の担い手がいらない」300人が多く、人口減少により組織の担い手が不足し、組織活動が減少していることが分かります。

「地域」には特にどのような課題があると感じていますか？(複数回答)



町民が身近な地域で自立した生活を営めるよう、地域に存在する多様な保健福祉団体、地域団体、企業、行政が協働して、必要なサービスを整備しつつ、町民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域の形成を目指すことが重要です。そのためにも、地域住民の理解や価値観の共有が求められます。

地域福祉座談会概要

●座談会目的

アンケート、第1回委員会、まち・ひと・しごと創生・総合戦略で明らかになった課題に対し、地域で何ができるか、みんなで考え、様々な意見をそれぞれが理解することによって、今後の地域づくりに活かすことを目的に実施しました。

●座談会対象者

町内居住者及び就業者

●座談会日程及び参加人数

2017年8月22日	農村環境改善センター	22人
2017年8月23日	長田ふれあいセンター	42人
2017年8月24日	きびプラザ第一会議室	29人
2017年8月29日	ロマン高原かよう総合会館	14人
2017年8月30日	ふれあい荘	35人
参加者総数		142人

●主な内容

1. 地域活動の実践発表 円城安心ネット「ももカフェ」、「ひだまりカフェ」
2. 座談会

次の5テーマについて、地域でできることを話し合いました。

(1) 高齢者のこと

- ・車の運転をしづらいと言われた。買い物や病院はどうやって行こう・・・。
- ・隣の人、認知症みたい。大阪の息子さん知っとるんかな。

(2) 障害者のこと

- ・障害のある人や家族の人は、困っていることがあっても、地域に伝えておられないのでは。

(3) 子育てのこと

- ・近所に子育て世代がいないので、ひとりぼっち。相談できるところもない。

(4) 生活困窮者のこと

- ・知り合いが仕事を辞めたらしいけど、生活はどうしているのかな。

(5) 地域福祉のこと

- ・地域での声かけもそろそろ難しくなってきたな。
- ・災害があったとき、どうしたらいいんだろう。

●主な意見

1. 地域活動の実践発表

- 実践発表の活動はすばらしい取組と思う。
- 自分の地域でも同様の活動ができないかと思った。
- どの地域でも活動をしたいと思っているが、リーダー不足で難しい。
- 我々も取り組みたいが、最後までやっていけるかが心配。
- 同じ考えをもった人々を集めることが大変だと思った。

2. 座談会

- 困ったときに助け合えるよう日ごろの近所付き合いを大切にする。
- 野菜やちょっとした手作りの食事を差し入れする。ついでに話をする。
- 家族の中で認知機能が低下したときなどのことを話し合っておく。
- どんどん地域にとりこんでいく。掃除に誘う、集まりに誘う。
- 何か「あれ？」と思うことがあれば、行政や民生委員に情報をつなぐ。
- 生活困窮者なのか見分けるのが難しい。関わり方が難しい。
- 地域内行事など交流できる場をつくる。サロンを開催し、皆を集める。
- 地域の人が気軽に集まれる雰囲気づくりが大事。
- 老人も子供も老若男女も一緒に集える場所もあれば良い。
- 地域の中で声かけを心がける。

- 地域の行事へ自分から参加する。
- 家族を大切にと教育する。
- ボランティア養成。中学生達に今の町の状態を考えてもらう。
- 勉強会をする。
- 一人暮らし高齢者の親族の連絡先を把握しておく。
- 地域で孤立しないように見守り体制をつくる。
- 多様な交通手段をつくり、高齢者や障害者の不安感を拭う。
- 災害時の避難所を確認し、避難訓練を実施する。
- いざ緊急事態の際、伝えられる関係を日ごろからつくる。
- 会議を施設で開き、見てもらうなど福祉施設を活用する。
- フォーマル・インフォーマルな支援の情報を多様な方法で周知する。

●地域福祉座談会の様子



2017.8.22 農村環境改善センター会場



地域活動の紹介として、円城安心ネットの清水美恵子さんが総合福祉センターで活動している通いの場「ももカフェ」を紹介しました。高齢者の通いの場に、子育てひろば利用者が参加するようになり、自然に楽しく活動の幅が広がりつつある様子が伝えられました。「こういう活動があちこちにできればよい」といった意見がありました。参加した山本雅則町長からも「素晴らしい取組」と感嘆の声がありました。座談会では、盛りだくさんの課題に対して、熱心に意見が交わされました。進行した事務局員から、地域福祉意識のレベルの高さに驚いたという声が出ました。



2017.8.23 長田ふれあいセンター会場

円城安心ネットの黒田員米さんが総合福祉センターで行っている通いの場「ももカフェ」の活動を紹介しました。「今後必要になる取組」という声がありました。「個人情報保護にどこまで配慮したらよいのか」という、日頃地域活動の中で出ている課題についての話がありました。グループごとの発表では、「きずな」という言葉が数グループから出ていました。

2017.8.24 きびプラザ第一会議室会場

障害・介護福祉施設の職員、サービス利用者、大学生の参加で、59歳以下が6割を占めていました。前嶋満智子さんが交流センターでの通いの場「ひだまりカフェ」を紹介しました。「これからの地域福祉の要」という感想がありました。他会場と同様「交流」「コミュニケーション」というキーワードが聞かれました。移動の不便・不安、福祉施設を避難所訓練に利用という意見が出ていました。



2017.8.29 ロマン高原かよう総合会館会場

前嶋満智子さんが交流センターでの通いの場「ひだまりカフェ」の活動を紹介し、参加者から「同世代の仲間と地域に住み続ける町をつくらうとしていることはすばらしい」と感想がありました。グループ発表では「交流の場が大事」「異変に気付く環境をつくる」「各種団体がそれぞれの立場で関わる」という意見が出ました。山崎誠地域福祉計画策定委員会副会長は、連日参加して、町民の声を熱心に聞いていました。

2017.8.30 ふれあい荘会場

「ひだまりカフェ」の紹介に「地域で細やかな取組を続けたい」「『とりあえずやってみよう』という意気込みに感心」という感想がありました。40代の方から「地域の方の考えを聞くことができてよかった」という意見がありました。また、「やっぱり近所付き合いが大切」「道徳教育が必要」という話が出ました。グループ発表では「世代間、行政サービスの情報交換ができる場が必要」「周りの人を見て声かけをする」という意見がありました。



パブリックコメント

●意見募集期間

2018年1月19日～2月13日

●ご意見提出方法

提出方法	件数
窓口	52件
郵便	1件
ファクシミリ	4件
電子メール	0件
計	57件

●ご意見提出者

個人	5件
自治会	14件
民生委員児童委員	36件
子育てひろば・老人クラブ	2件

●ご意見集計表

- ①よくできている ②まあまあ良い
③あまり良くない ④全く良くない

意見区分		①	②	③	④
第1章	第1節	33	19	5	0
	第2節	29	20	8	0
第2章		36	18	3	0
第3章	第1節	30	18	9	0
	第2節	30	22	5	0
	第3節	29	20	8	0
	第4節	33	21	3	0
第4章		32	21	4	0
資料1		29	22	6	0

吉備中央町地域福祉計画

■ 発 行 2021年3月

■ 発 行 者 岡山県吉備中央町

■ 問合せ先 吉備中央町福祉課

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2

TEL 0866-54-1317

FAX 0866-54-1306

E-mail fukushi@town.kibichuo.lg.jp

